

鏡石町公共施設等総合管理計画 (案)

平成 29 年 3 月

鏡 石 町

目次

第1章 公共施設等総合管理計画とは

1. 公共施設等総合管理計画策定に当たって	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画期間	5
4. 対象範囲	5
5. 取組体制	6

第2章 本町の現状

1. 位置・面積	9
2. 人口動向	10
3. 財政状況	12
4. 対象施設	13
5. 更新費用試算	17
6. 対象施設の現状と課題	20

第3章 公共施設等総合管理計画の基本方針

1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	25
2. 実施方針	26
3. 推進体制	34

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針






1. 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針	37
2. 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針	49
3. 企業会計施設の管理に関する基本的な方針	52

参考資料 「公共施設等に関するアンケート」調査結果 概要版

調査概要	58
調査結果	58

第1章

公共施設等総合管理計画とは

-  1. 公共施設等総合管理計画策定に当たって
-  2. 計画の位置づけ
-  3. 計画期間
-  4. 対象範囲
-  5. 取組体制

1. 公共施設等総合管理計画策定に当たって

(1) 策定の背景と目的

これまで、我が国においては、高度経済成長期から急激な人口増加や住民のニーズなどに応じて、教育施設・公営住宅・図書館などの多くの「公共建築物」や道路・上下水道などに代表される「インフラ資産」も含めた数多くの公共施設等の整備が進められてきました。現在、その当時建築、建設された公共施設等の築年数は30年以上経過しています。

一方、財政面においても、世界経済の影響を受け、我が国の経済成長もマイナスに転じており、公債残高も増加の一途をたどっています。このような危機的財政状況に加え、少子高齢化などの社会構造の変化に伴い、社会保障費も増加し、生産活動に従事する年齢人口の減少による税収の減少等もあいまって、将来的には一層厳しい財政状況になることも予測されています。このような状況は、地方においても例外ではありません。

さらに、全国の自治体では、過去に建設された公共施設等がこれから大量更新の時期を迎えることとなりますが、老朽化する公共施設等に関わる建て替えや改修などの更新費用も増加することが予想されます。各自治体の財政が依然として厳しい状況下にある中で、今後の公共施設等の運営は人口減少等の要因もあり、利用需要が低下していくことは想像に難くありません。

これらを鑑み、早急に公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことで財政負担を軽減し平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要とされています。

また、この問題を財政上の問題として単純に、施設の総量縮小やコスト削減のみで対処するのではなく、自治体経営とまちづくりを再考する好機と捉え、公共施設等の建設、維持、運営に関する民間の資金活用（PFI）や官民連携（PPP）を推進し、持続可能で豊かなまちをどのように形成していくのか、自治体の知恵と工夫が問われているといえます。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」が平成25年6月14日閣議決定され、「インフラの老朽化が急速に進展する中、＜新しく造ること＞から＜賢く使うこと＞への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。その中に、自治体の役割である行動計画が示されており、平成26年4月には各地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を示し、保有する公共施設等の状況、更新費用の見込みと基本的な方向性を示した「公共施設等総合管理計画」の策定要請がありました。

鏡石町（以下、「本町」という。）では、今回の策定要請を機に本町を取り巻く多くの課題に対し、住民とともにその課題に取り組み、より良いまちづくりの将来設計の指針として、「鏡石町公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

(2) ファシリティマネジメントの導入

本町では、住民とともに将来のまちづくりを進めるという基本理念の下で本計画を策定します。本計画策定は、町の将来ビジョンを実現する第一歩となるものです。

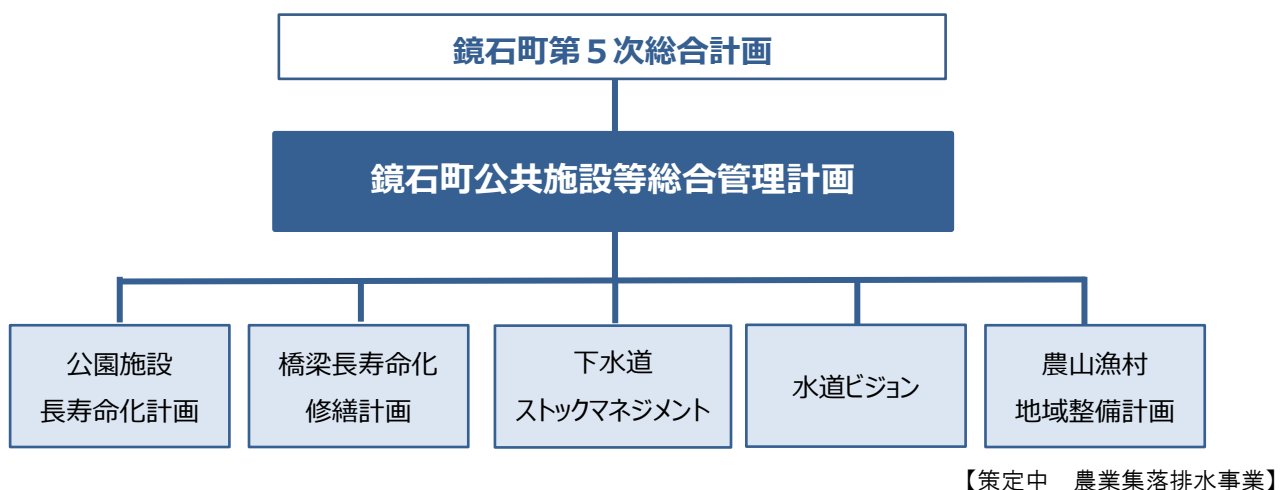
公共施設やインフラはそれぞれの公共施設等ごとの管理ではなく、公共施設等全体を捉えて戦略的に管理していくものです。このために、公共施設等に対する合理的な総合管理手法である、ファシリティマネジメント（FM）の手法を導入することとします。FMとは、組織が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動であり、本町では以下の点を推進します。

- ①全庁横断的な推進体制の確立
- ②総合的な計画立案と着実な進行管理
- ③最適状態を維持する不断の検証

FMでは公共施設等全体に対し、「品質」、「数量」、「コスト」についての適正性と、それを支える「組織・体制」、「情報管理」について考えることとします。FMの活用により、公共施設等を利用する住民や運営する町、公共施設等の関係者の満足度がそれぞれ向上し、それがひいては、社会や地球環境向上にも寄与することとなります。

本計画策定に当たり、FMの考え方を導入して、新しいまちづくりを目標とし、健全で持続可能な地域づくりを目指していくこととします。

2. 計画の位置づけ



※今後策定される施設等に係る長寿命化・修繕計画についても本計画の下に位置づけるものとする。

図1 計画の位置づけ

3. 計画期間

本計画は、公共施設等の寿命が数十年に及び、中長期的な展望が不可欠であることから、長期的な視点に基づき検討するものです。

計画期間については、平成 29 年度から平成 48 年度までの 20 年間を計画期間とします。
なお、町総合計画との整合性を図るために、5 年に 1 度を目安に計画を見直すものとします。
また、必要に応じて適宜見直しも行います。

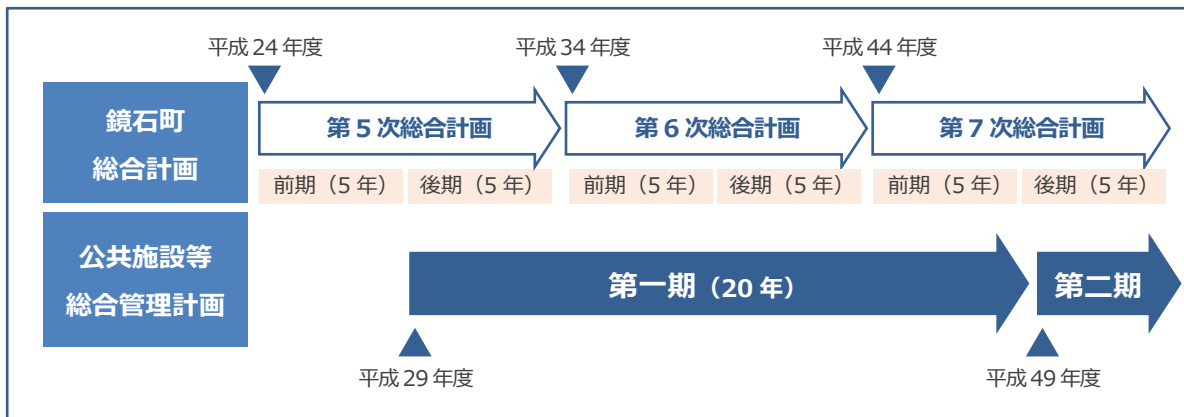


図 2 計画期間

4. 対象範囲

本計画は、本町が所有する財産のうち、建築系公共施設及び土木系インフラ資産等の公有財産を対象とします。公共施設の種類・整理は、一つの施設で複数の棟別に区分される場合があります。

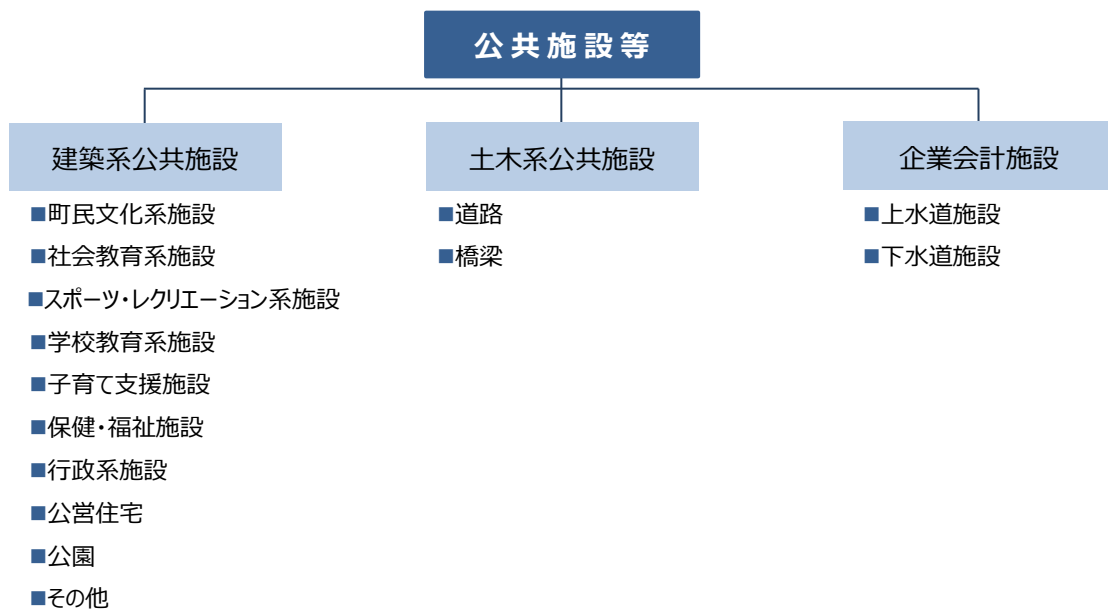


図 3 対象範囲

5. 取組体制

施設の各課を横断的に管理し、一元的な管理を行い、施設を効率的に維持管理する目的で、公共施設等マネジメント推進体制を構築します。本計画の推進に当たっては、施設総体を把握し、一元的に管理する総括組織として総務課長が統括します。

この組織は、横断的な組織として各課の調整機能を発揮し、公共施設等マネジメントの推進について計画の方針の改定や目標の見直しを行っていくもので、総務課長は公共施設等全体の管理を総括する公共施設等マネジメント統括を行います。

以下に公共施設等マネジメント統括の重要な要点を集約します。

- ①公共施設等に関して各課全てを横断する位置づけの組織とします。例えば、各課に対し、公共施設等の情報収集や調整等の権限をもちます。
- ②公共施設等に関して主要業務を一元的に遂行できる機能をもちます。
- ③公共施設等に関して町長と密接に連携を図り支援できる組織の位置づけです。
- ④公共施設等に関して財務部門と密接に連携します。

また、本体制は次の項目を実施していきます。

①財政との連携

効果的かつ効率的なマネジメントを実施していくためには財政担当課との連携が必要不可欠です。

②住民との協働

住民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。

③職員の意識改革

職員一人ひとりが公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識をもって取り組み、住民サービスの向上のために創意工夫を実践していきます。

第2章

本町の現状

- ▶ 1. 位置・面積
- ▶ 2. 人口動向
- ▶ 3. 財政状況
- ▶ 4. 対象施設
- ▶ 5. 更新費用試算
- ▶ 6. 対象施設の現状と課題

1. 位置・面積

本町は、福島県の「中通り」中央南部に位置しており、西の釈迦堂川と東の阿武隈川に挟まれた河川域に、肥沃な耕地が広がっています。大部分が台地で、標高 240～290m 余りのほぼ平坦な大地と緩やかな斜面地から形成されています。北側と北東側、北西部は須賀川市に、南側は矢吹町と天栄村に、そして南東側は阿武隈川を隔てて玉川村にそれぞれ接しています。

交通面では、スマートインターチェンジの設置された東北縦貫自動車道や、広域道路である国道 4 号をはじめとする幹線道路、JR 東北本線が南北に通っています。また、1993 年には、町の中心部から東に直線で約 8km のところに福島空港が開港しました。本町は交通の利便性が非常に高いといえます。

■位置：東経 140 度 20 分 北緯 37 度 15 分

■面積：31.30 km²/東西 7.7km 南北 7.5km

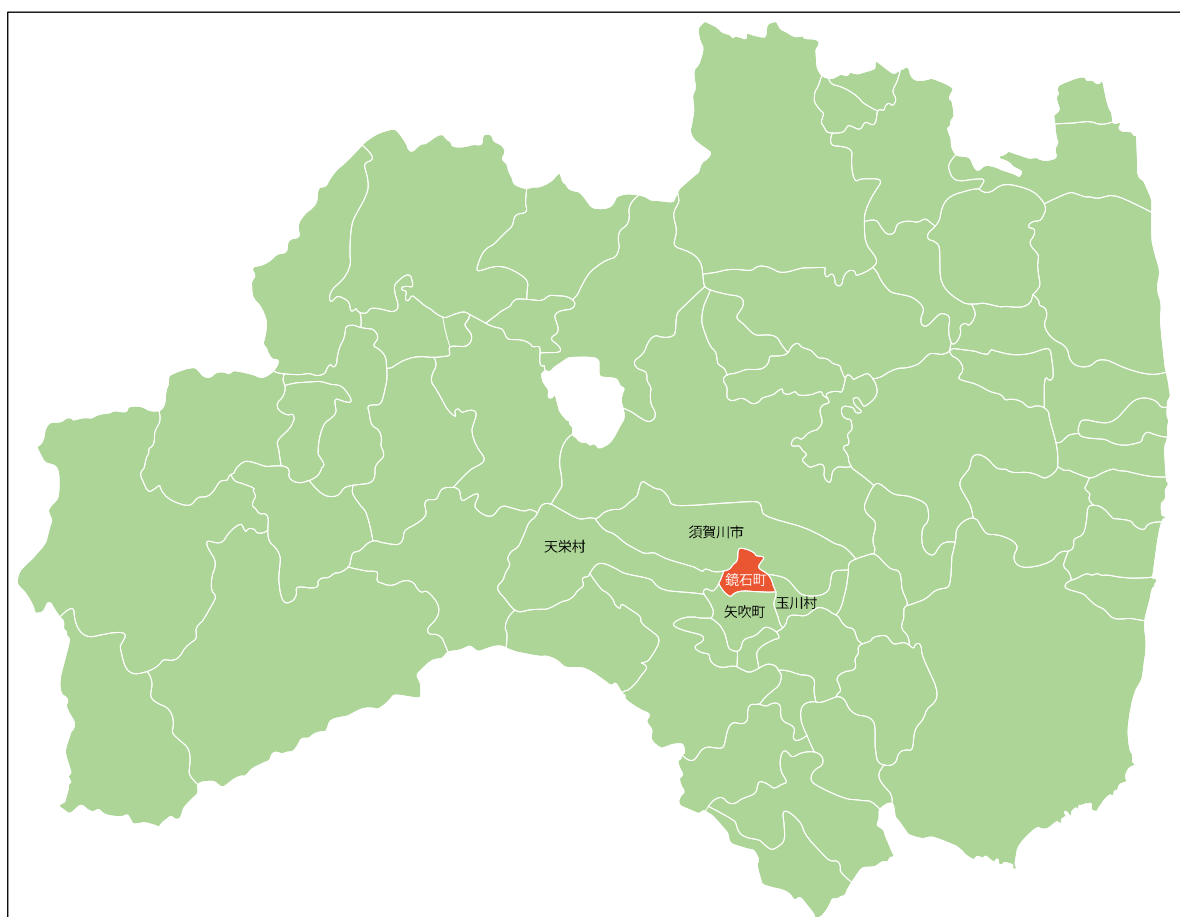


図 4 鏡石町位置図

2. 人口動向

(1) 人口の推移と見通し

本町の人口は2010年までは増加傾向となっていました。2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、減少傾向に転じ、2040年には約11,000人、2060年には約9,400人になると推計されます。

年齢3区分でみると、年少人口は1985年には減少傾向に転じており、2000年には老年人口を下回っています。生産年齢人口は2000年に減少傾向となり、今後も減少が見通しとなっています。老年人口は2000年に年少人口を上回った後も増加を続けますが、2050年以降減少傾向に転じる見通しとなっています。

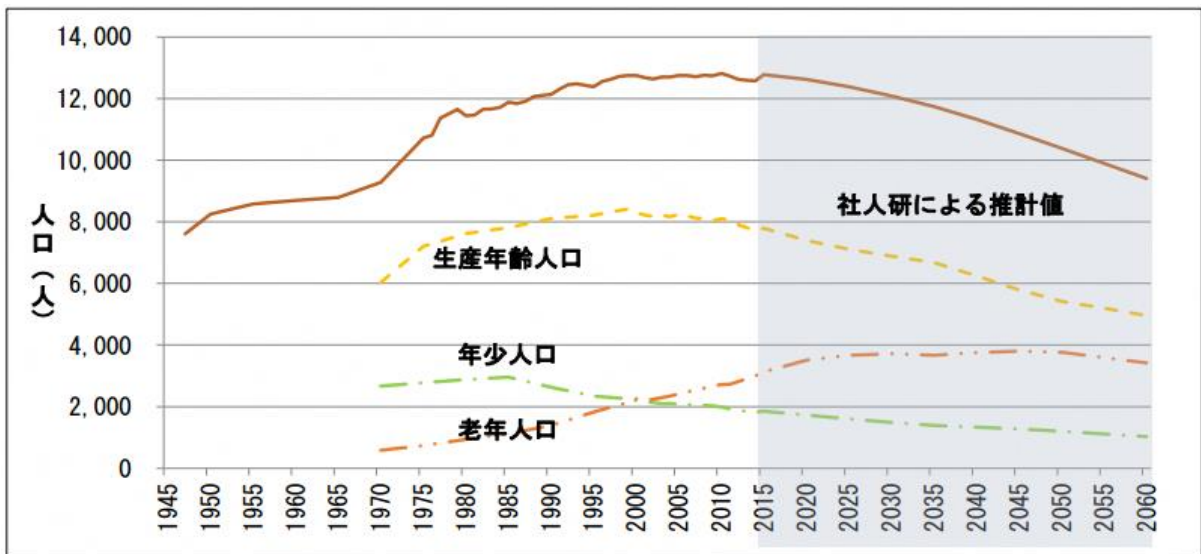


図5 人口の推移と見通し

地域創生総合ビジョン 鏡石町人口ビジョン

地域創生総合ビジョン鏡石町人口ビジョンで掲げた本町の人口の将来展望を以下に示します。

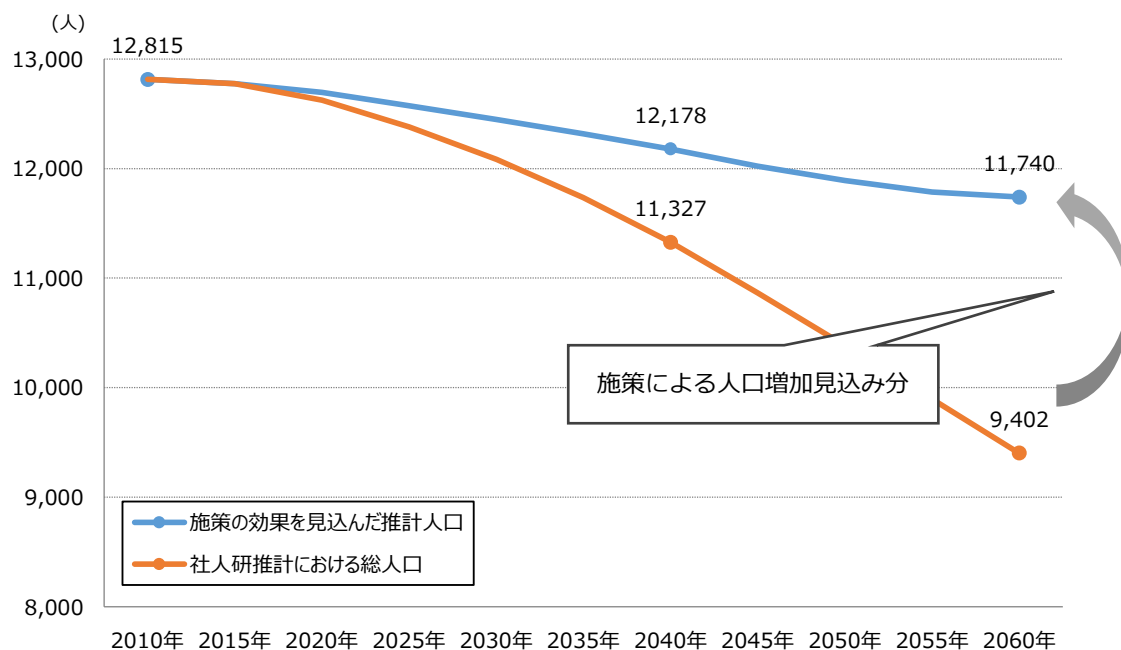
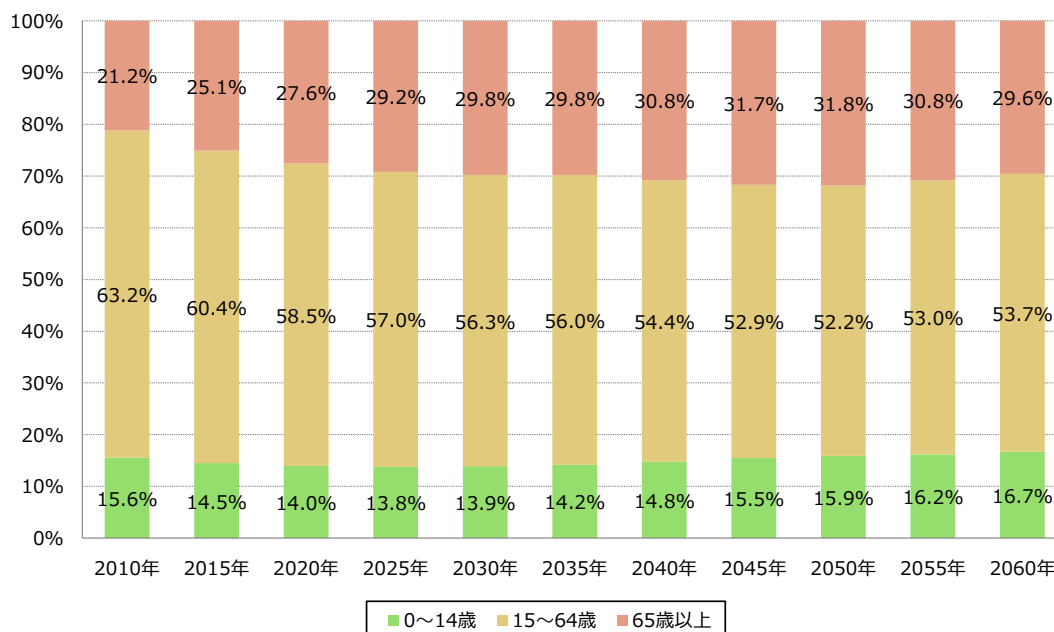


図6 目標人口

地域創生総合ビジョン 鏡石町人口ビジョン



※2015年は国勢調査人口確定値となります。

図7 年齢3区分別人口割合

地域創生総合ビジョン 鏡石町人口ビジョン

3. 財政状況

(1) 歳入

本町の歳入総額は、2006年から2010年までは約40～50億円でしたが、2011年以降は約60～80億円で推移しています。2015年の歳入総額は6,221,626千円となっており、前年に比べ921,267千円の減少となっています。

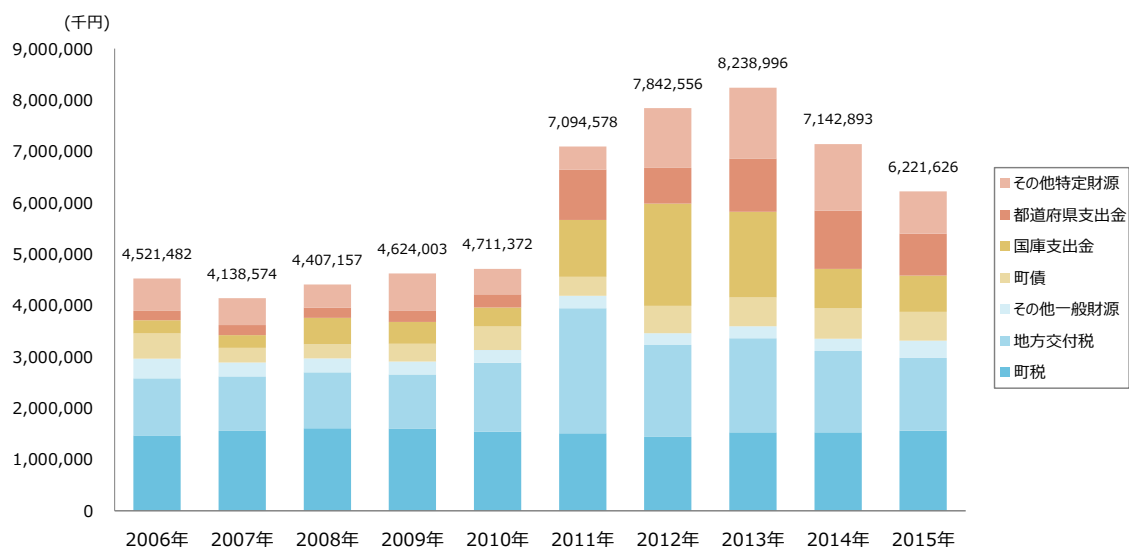


図8 歳入の推移

(2) 歳出

本町の歳出総額は、2006年から2010年までは40億円前後でしたが、2011年以降は約60～80億円で推移しています。2015年の歳出総額6,111,234千円のうち、人件費・扶助費・公債費からなる義務的経費が約35%を占めています。

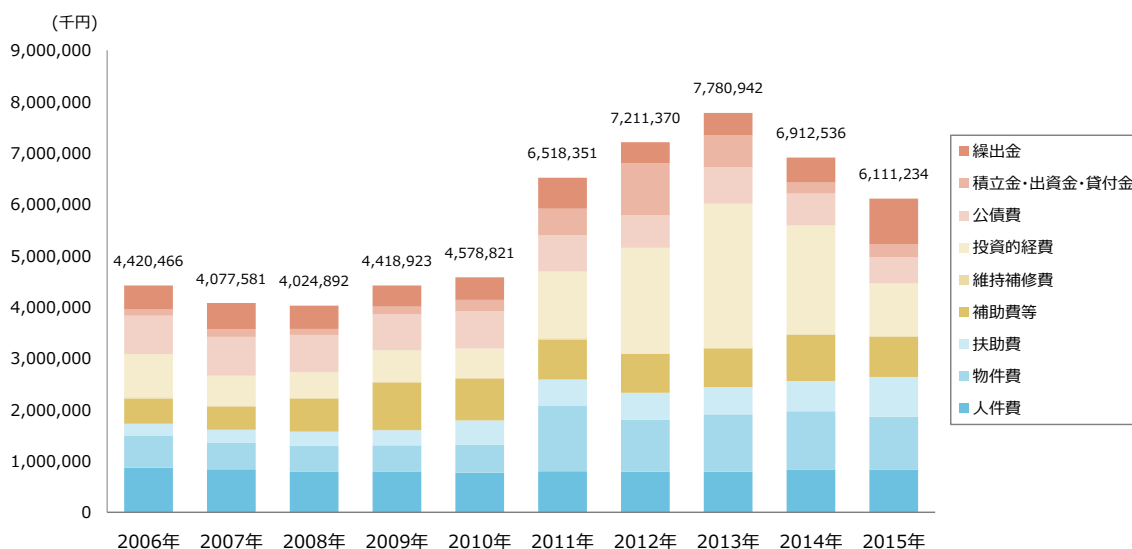


図9 歳出の推移

4. 対象施設

(1) 対象施設

原則、本町の所有する全ての施設を対象とします。

(2) 施設の分類

本町の所有する主な建築系公共施設を表1のとおり分類しました。

表1 対象施設の分類表

大分類	中分類	小分類
町民文化系施設	集会施設	鏡石町勤労青少年ホーム
		鏡石町コミュニティーセンター
		鏡石町公民館
		鏡石町農村婦人の家
		仁井田公民館
		さかい集会所
		旭町コミュニティーセンター
		笠石新栄町集会所
		笠石多目的集会所
		笠石北集会所
		蒲之沢多目的集会所
		鏡石一区集会所
		鏡石三区コミュニティーセンター
		鏡石四区集会所
		高久田多目的集会所
		桜岡多目的集会所
		桜町俵井集会所
		深内多目的集会所
		仁井田多目的集会所
		杉林団地集会所
成田構造改善センター		
大池団地集会所		
南高久田多目的集会所		
南町集会所		
豊郷構造改善センター		
北町集会所		
緑ヶ岡団地集会所		
鏡石町西原地区生活改善センター		
久来石転作定着化総合研修施設		
鏡石町転作技術研修センター		
社会教育系施設	図書館	鏡石町図書館
	博物館等	歴史民俗資料館

スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	鏡石町営鳥見山体育館（建物） 鳥見山陸上競技場(メインスタンド) 鳥見山公園陸上競技場前写真判定室 鏡石町営鳥見山テニスコート温水シャワー室 鏡石町民プール 鏡石町構造改善センター 成田体育館 鏡石町屋内ゲートボール場
	レクリエーション施設・観光施設	ふれあいの森公園（炊飯棟） ふれあいの森公園（管理棟）
学校教育系施設	学校	第一小学校 第二小学校 鏡石中学校
子育て支援施設	幼保・こども園	鏡石幼稚園 鏡石幼稚園預かり保育室 鏡石保育所
	幼児・児童施設	鏡石児童館 児童ふれあい交流館
保健・福祉施設	高齢福祉施設	鏡石町老人福祉センター
	保健施設	鏡石町保健センター 成田保健センター
行政系施設	庁舎等	鏡石町役場
	消防施設	鏡石町消防団第1分団屯所 鏡石町消防団第3分団屯所 鏡石町消防団第4分団屯所 鏡石町消防団第5分団屯所 鏡石町消防団第6分団屯所 鏡石町消防団第7分団屯所 鏡石町消防団第8分団屯所 鏡石町消防団第9分団屯所
	その他行政系施設	防災備蓄倉庫 笠石防災センター（鏡石町消防団第2分団屯所）
公営住宅	公営住宅	境団地 鏡石町定住促進住宅 杉林団地 東町団地
公園	公園	不時沼公園（便所） 鳥見山公園公衆トイレ（西側） 鳥見山公園公衆トイレ（東側） 鳥見山公園公衆トイレ（陸上競技場前）
その他	その他	鏡石駅前駐輪場 鏡石駅前トイレ

(3) 施設の現状

建築系公共施設の延床面積は学校教育系施設が 36.2%、公営住宅が 19.4%、スポーツ・レクリエーション系施設が 17.4%の順に多くなっています。

表2 施設分類ごとの施設数と延床面積

大分類	施設数	延床面積 (㎡)
学校教育系施設	19	20,794
公営住宅	23	11,162
スポーツ・レクリエーション系施設	11	9,997
町民文化系施設	31	6,316
行政系施設	13	2,618
子育て支援施設	5	2,293
保健・福祉施設	4	2,024
社会教育系施設	2	1,767
その他	2	283
公園	4	150
計	114	57,404

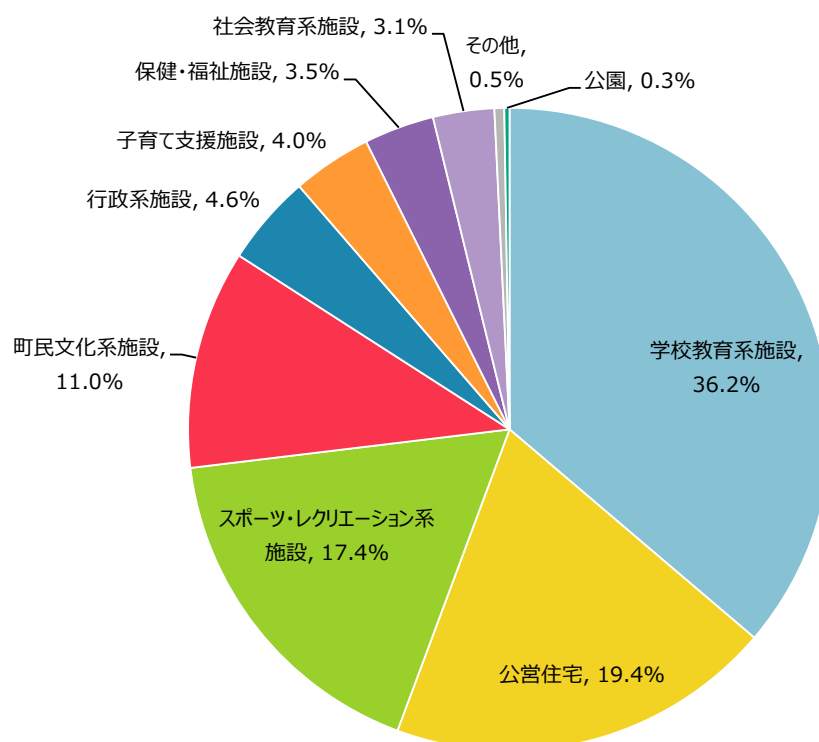


図10 施設分類ごとの延床面積比

表3 土木系インフラ資産総括表

施設分類		施設数	延長・面積等
道路			実延長 245,852m
橋梁	一般	19	総面積 1,817 m ²
	高速道路	9	総面積 1,549 m ²
上水道施設	配水管		総延長 98,278m
	導水管		総延長 13,039m
	浄水場	3 箇所	延床面積 393 m ²
下水道施設	公共下水道管		総延長 67,467m
	農業集落排水管		総延長 12,418m
	浄化センター	2 箇所	延床面積 246 m ²

5. 更新費用試算

(1) 試算条件

①基本的な考え方

- 更新年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。
- インフラ（道路・橋梁・上下水道）等は、整備済み面積や整備延長等に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。

②耐用年数・更新の考え方

【建築系施設】

- 標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）とされる60年を採用することとします。
- 建設後30年で建築物の大規模改修を行うものとします。
- 建設時からの経過年数が31年以上50年未満の建築物については、今後10年間で均等に大規模改修を行うものと仮定します。
- 建設時より50年以上経ているものについては、建て替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建て替えると仮定します。

【インフラ資産】

- 道路：舗装の耐用年数10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年を踏まえ15年とし、全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定します。
- 橋梁：整備した年度から法定耐用年数の60年を経た年度に更新すると仮定します。
- 上水道：整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定します。
- 下水道：整備した年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定します。

③更新単価の考え方

- 公共施設については、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に用途別に設定された単価を使用します。なお、更新単価において地域差は考慮しないこととします。
- 大規模改修の単価は、建て替えの約6割で想定します。
- インフラ資産については、関連調査及び統計等を基に整備済み面積や整備延長に対しそれぞれ設定された更新単価を使用します。なお、橋梁（高速道路）部分は建替単価200万円/㎡×総面積1,549㎡とした場合を想定しています。

表4 公共施設用途別単価

施設分類	大規模改修	建て替え
町民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

表5 インフラ資産更新単価

施設分類	細目		更新
道路	一般道路		4,700 円/㎡
	歩道・自転車歩行者道		2,700 円/㎡
橋梁			448 千円/㎡
上水道	導水管・送水管	300mm 未満	100 千円/m
		300～500mm	114 千円/m
		500～1000mm 未満	161 千円/m
	配水管	150mm 以下	97 千円/m
		200mm 以下	100 千円/m
		250mm 以下	103 千円/m
		300mm 以下	106 千円/m
		350mm 以下	111 千円/m
下水道	管種別		124 千円/m
	管径別	250mm 以下	61 千円/m
		251～500mm	116 千円/m
		501～1000mm	295 千円/m

(※総務省公共施設等更新費用試算ソフトの用途別単価を応用しています)

(2) 試算結果

全ての公共施設等の更新費用を試算した結果、今後40年間で232.2億円（年平均5.8億円）掛かることがわかりました。

また、橋梁（高速道路）を除く土木系インフラ資産については今後40年間で340.5億円（年平均8.5億円）掛かることがわかりました。

なお、橋梁（高速道路）については、60年を経た年度である2033年をピークに更新した場合、約30億9,800万円の費用が掛かることがわかりました。

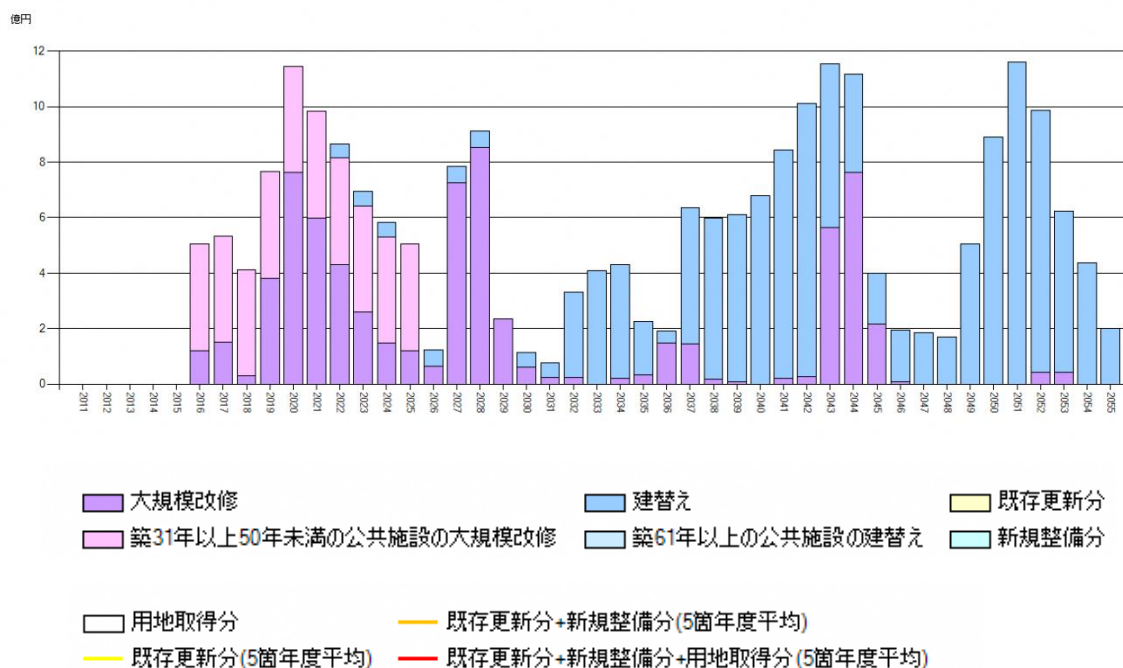


図11 更新費用試算結果（公共施設）

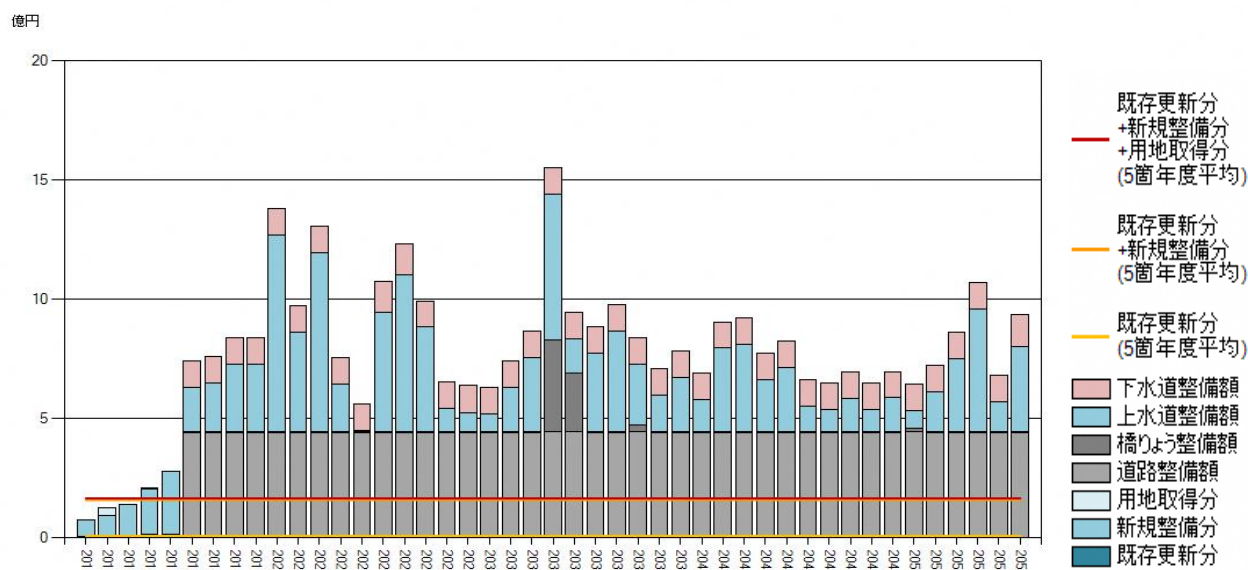


図12 更新費用試算結果（土木系インフラ資産）

6. 対象施設の現状と課題

(1) 公共建築物の現状と課題

対象施設について、建築年別に施設分類ごとの延床面積をグラフに示しています。

公共施設等（道路、橋梁等のインフラを除く）全体としては、114 施設となっており、総延床面積は 57,404 m²、一人当たり 4.6 m²となっています。（平成 27 年国勢調査人口 12,486 人で試算）

施設区分による床面積構成比では、学校教育系施設が 36.2%で最も多くなっています。

建築年別の延床面積推移から、これらの公共施設の多くは、1977 年から 1997 年にかけて建設されており、30 年経過すると老朽化が進むため、「品質の適正性」の観点から大規模な改修や更新の時期を迎えていると言えます。

建築年からみて特に老朽化している公共施設等は、町民文化系施設、保健・福祉施設、行政系施設に多く存在します。

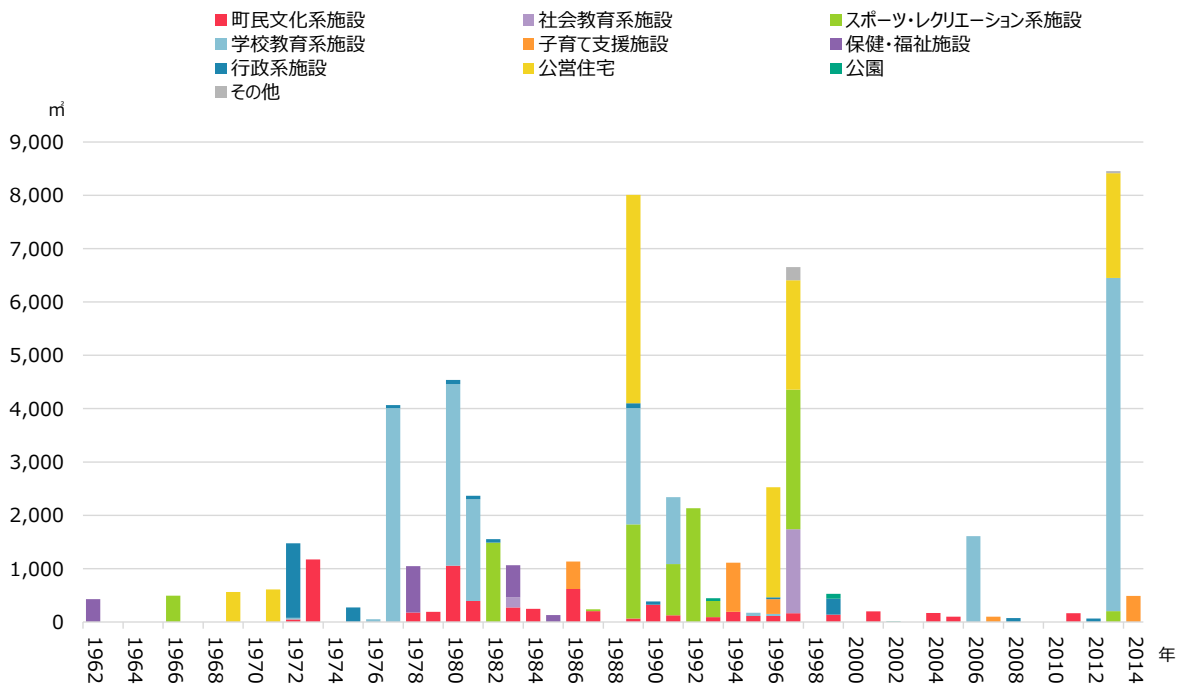


図 13 築年別整備状況




(2) インフラ資産の現状と課題

インフラ資産の全体は、土木系として道路、橋梁、企業会計施設として上水道施設、下水道施設として分類されます。

インフラ系施設の法定耐用年数はコンクリート橋が60年、上水道が40年、下水道が50年となっているため、法定耐用年数を迎える前に、長寿命化対策を計画的に実施し、安全なインフラ整備に努める必要があります。

第3章

公共施設等総合管理計画の基本方針

-  1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
-  2. 実施方針
-  3. 推進体制

1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本町の公共施設における現状と課題から、将来、施設の長寿命化を目指した改修・更新に掛かるコスト試算の結果を踏まえ、基本となる全体目標を設定します。公共施設を建築系公共施設とインフラ系公共施設（土木系施設、企業会計施設）に大別した上で検討を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図ります。

①新規整備について

町の総合計画を踏まえた上で、住民ニーズと施設の機能重複等を勘案し、新規の公共施設整備に当たっては慎重に整備を検討します。

②施設の更新(建て替え)について

現状及び将来の利用動向を踏まえ、保有すべき施設については予防保全管理の考えのもと、長寿命化を図りながら施設を維持し、最小限の建て替えを目指します。

③施設総量(総床面積)について

老朽化、住民利用度、集客率等を検証しながら施設総量の適正化を目指し、本計画対象期間中において総延床面積5%の削減をするため、施設の複合化、集約化及び統廃合を含め適正な施設配置を検討します。

④施設コストの維持管理、運営コストについて

住民サービス水準の維持・向上を図りながら、管理運営に掛かる維持管理費や運営コストの低減を前提にした施設運営を目指します。

2. 実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

①点検・保守

建物は、数多くの部品・部材や設備機器など様々な素材が組み合わされて構成され、それぞれの目的と機能をもっています。それらの部材、設備機器は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。

日常管理では、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使っていくための総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などの業務を行います。

②施設の診断

■診断の実施方針

現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性が最低限必要な診断項目となります。

- 表6「公共施設診断の対象となる評価項目」を参考とし、本町で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断に努めます。
- 耐震診断、劣化診断など既往の診断があるものはそのデータを利用します。
- 診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

■施設の長寿命化と施設診断

施設の長寿命化を図るには、上記の診断項目（施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性）に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能が要求されます。

- 表6「公共施設診断の対象となる評価項目」より、本町に必要な評価項目を選択し、評価方式を構築します。
- 公共施設の主要な全施設について、施設ごとに課題と優先度を判断します。

表6 公共施設診断の対象となる評価項目

記号	評価項目	評価内容
a.	安全性	・敷地安全性（耐災害）、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
b.	耐久性	・建物部位（構造・外装など）の耐久性・劣化状況
c.	不具合性	・施設各部位（構造・仕上げ・付帯設備・建築設備）の不具合性
d.	快適性	・施設快適性（室内環境・設備）、立地利便性
e.	環境負荷性	・施設の環境負荷性（省エネ、有害物質除去など）
f.	社会性	・地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン（バリアフリー化）
g.	耐用性	・経過年数と耐用年数、変化に対する追従性、計画的な保全・大規模改修
h.	保全性	・維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
i.	適法性	・建築法規、消防法、条例
j.	情報管理の妥当性	・情報収集、情報管理、情報利活用
k.	体制・組織の妥当性	・統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
l.	顧客満足度	・顧客満足度、職員満足度
m.	施設充足率	・地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
n.	供給水準の適正性	・供給数量適正性（敷地面積、建物面積など）
o.	施設利用度	・施設利用率、空室率
p.	点検・保守・改修コストの適正性	・点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
q.	運用コストの適正性・平準化	・運用費、水道光熱費
r.	ライフサイクルコストの適正性	・ライフサイクルコスト

（FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)より構成）

（2）維持管理・修繕・更新等の実施方針

①維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修に対しては、速やかな対応ができる体制を構築します。

- ・清掃は建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高めます。
- ・廃棄物処理については、事業系の一般廃棄物について軽減策を立案し実践します。
- ・維持管理及び修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減します。

②更新・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生したその都度対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し実施していくことが重要です。施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要となります。

表 7 適法性の主な管理項目

適法性管理	関連法規 適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健安全法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例に関する法令	人にやさしいまちづくり条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	定期検査の 履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

建物を更新することなく長期にわたって有効に活用するためには、建物の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、インフィル（建物の間取りや内装、設備等）を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠となります。

また、公共施設が更新される理由には、施設の耐久性、不具合性、施設の規模(広さ・高さ)、使いやすさ及び陳腐化のほかに、施設に求められる様々な性能面や法規対応において要求水準を満たすことができない場合もあるので、更新の際には種々の診断を行ってその理由を明確にする必要があります。

更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点からも土地や建物について単独更新以外の統合や複合化についての検討を行います。したがって更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針との整合性も図る必要があります。

(3) 安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全の確保と資産や情報の保全を目的とした要件です。また、万一の事故・事件・災害に遭遇したときに、損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧体制を整えるために平時から備えることは、施設管理者にとって最も重要なことです。

表8は施設の安全性及び耐用性の観点から、それに係る安全確保の項目を抽出したものです。高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性が挙げられます。

表8 施設の安全確保に係る項目 (FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版))

評価項目			内容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液化化・活断層の有・無
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域の有・無
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域の有・無
		敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無
			緊急自動車接近	・道路幅
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地の有・無
			危険物の種類	・消防法危険物(1類・2類・3類)の有・無
	保安距離	・危険物から50m以内、200m以内		
	建物安全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度
			常時床荷重	・許容積載荷重・超過
		耐震安全性	建設年	・1981年6月以前
			耐震診断	・ I_s 値 > 0.6 / 0.6 > I_s 値 > 0.3 / 0.3 > I_s 値
			耐震補強	・要・不要
			耐震等級	・等級
		耐風安全性	耐風等級	・等級
	対水安全性	浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度	
	対落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度	
	火災安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用進入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保
	生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン放散速度
		水質安全性	水質検査	・有・無
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
		有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況(年代・部位)
			PCB 排除	・トランス・蛍光灯・シーリングから PCB 排除状況(年代・部位)
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況
CCA 対策			・木造土台の CCA の有・無	
公害防止性		日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度	
		風害防止性	・風害防止要件の満足度	
	電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度		
	騒音・振動・悪臭防止性	・音・振動・悪臭防止要件の満足度		
	障害防止性	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度		
外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度			

項目			内容	
大項目	中項目	小項目		
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%
			耐用年数（償却）	・法的耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数（60年）と築年の差
			外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数（40年）と改修年の差
	付属設備耐久性		・設備耐用年数（20年）と改修年の差	
	不具合現況	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況
			土台	・腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況
		外部仕上不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況
		内部仕上不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下の有・無
			内壁	・割れ、剥がれ、変色の有・無
			床	・割れ、剥がれ、変色の有・無
		付帯設備不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備不具合	電気設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
給排水衛生設備機器本体			・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況	
空調換気設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況			
搬送設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況			
その他設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況			

- ・本町では、この中から高度な危険性が認められる項目を絞り込み、評価します。
- ・危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。（ただし総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合があります。）

（４）耐震化の実施方針

本町では、既存建築物について順次耐震診断を行っています。

耐震改修と耐震補強の状況、及び主要な建築物の耐震改修対象建築物について、必要に応じ順次耐震補強工事等を実施しており、特に利用率、効用等の高い施設については、重点的に対応することとしています。その際に、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性(耐震性)についても検討を行い、施設利用者の安全性の確保及び災害時を想定した十分な検討に努めます。

本町の耐震診断及び耐震改修が未実施率は延床面積比で約 23%となっています。その他は実施済または対象外となります。

(5) 長寿命化の実施方針

①総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点をおいた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健全な状態に保ち、定期的に施設診断を行い、その結果により小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することです。

そのためには、今ある公共施設等の状態を把握するための施設診断が必要で、診断結果により所定の機能・性能を確保できるところまで改修工事を行い、さらに、計画的な保全を行っていきます。

②計画的な保全、長寿命化計画

図14は、施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。

建設から40年程度までは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、建設後40年以上経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは通常時間がたつにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

さらに、施設の寿命を延ばすには長寿命化改修工事が必要となります。

本町の公共施設では、建て替え周期は大規模改修工事を経て60年とし、その時点で診断を行い、結果、使用が可能であれば長寿命化改修工事を行って、80年まで長期使用しコストを削減することも検討します。

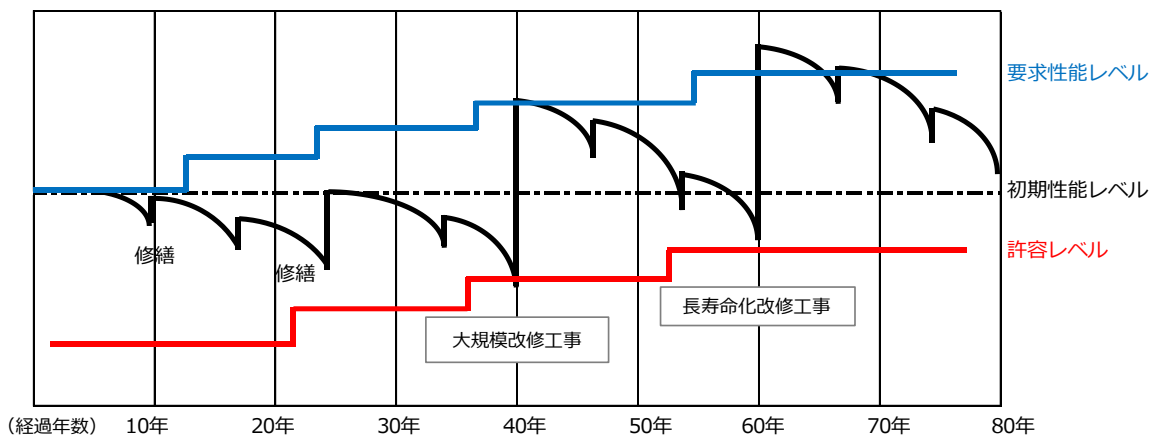


図14 長寿命化における経過年数と機能・性能の関係（鉄筋コンクリートの場合）

(6) 統合や廃止の実施方針

① 公共施設等のコンパクト化に向けた基礎資料の構築

危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見いだします。

公共施設等のコンパクト化は、以下の7つの評価項目において診断します。

- 施設の安全性
- 機能性
- 耐久性
- 施設効率性
- 地域における施設の充足率
- 施設利用率
- 費用対効果

上記の品質・性能によって施設を診断し、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の4つの段階に評価します。診断結果は、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。

表9に、診断結果による取組の方向性の例を示します。

表9 診断結果と取組の方向性

診断結果	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
継続使用	・長期修繕計画の策定	・効果的かつ効率的な運用を検討
	・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・それに伴う改善策を検討
改善使用	<ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 ・建て替え更新時の規模縮小の検討 ・多用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFIの活用等による用途変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
用途廃止	・空いた施設の利活用(多用途への変更、民間への貸与等)の検討	・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転(サービス転化)等を検討
施設廃止	・施設廃止後は、建物解体	<ul style="list-style-type: none"> ・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討
	・施設廃止に伴う跡地は原則売却	・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転(サービス転化)等を検討

②住民サービスの水準を確保しつつ、公共施設等統合や廃止の推進に向けた施策

公共施設等統合や廃止には、住民サービスの水準低下が伴います。それを最小限にするために、表10のような種々の公共施設のコンパクト化に向けた施策について、住民合意の可能性を図りながら検討する必要があります。

表10 公共施設のコンパクト化の施策

段階	住民サービス水準の変化	行政サービス・施設サービスの考え方	公共施設のコンパクト化の施策
I	・住民の痛みを求めない初動的取組	・住民サービスの現状の水準を維持	・公共施設等の運営の効率化 ・公共施設等の賃貸
II	・一定の住民負担を前提とした住民サービスの質の低下を招かない取組	・行政サービス、施設サービスの質の改善を目指した取組 ・第1段階のコンパクト化	・公共施設等の合築 ・公共施設等の統合
III	・財政収支見通しに基づいた住民の痛みを伴う取組	・行政サービス、施設サービスの見直しにより住民サービスが低下することも想定 ・第2段階のコンパクト化 ※住民の理解と合意形成が必要	・公共施設等の使用制限・使用料金徴収（受益者負担） ・公共施設等の減築 ・公共施設等の廃止
IV	・公共団体が果たすべき公共施設管理の役割を明確化する取組	・民間主体による公共施設管理 ・第3段階のコンパクト化	・公共施設等維持管理の民営化

3. 推進体制

(1) ファシリティマネジメント（FM）業務サイクルによるフォローアップ

図 15 に示す業務サイクルでは、「町の方針／ビジョン」に基づき、本計画を策定します。公共施設等に対し日常の運営や維持業務を行う「運営・維持」を実施します。「プロジェクトマネジメント」を実施した公共施設等に対しても、その後は日常の運営や維持業務を行う「運営・維持」の実施を行います。「運営・維持」の対象である公共施設等に対し、数量（供給）、品質、コスト（財務）の面から「評価」を実施します。これらの業務を遂行する核として「統括管理」を推進します。

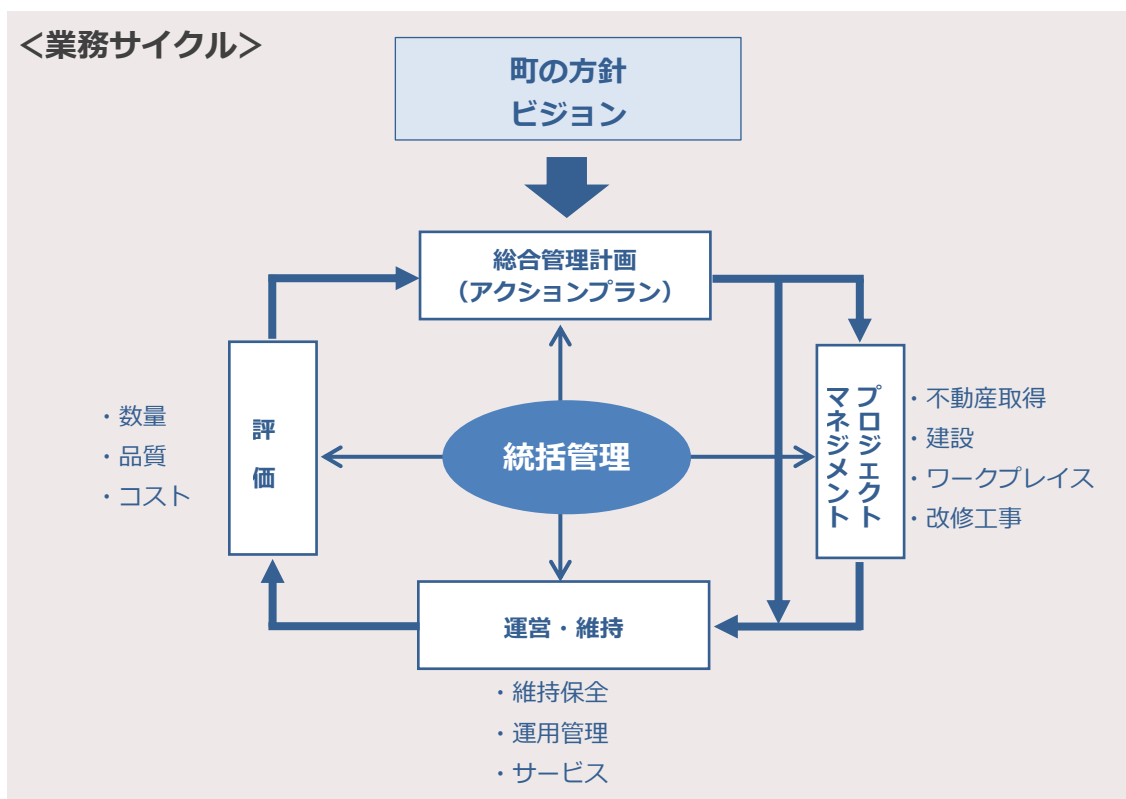


図 15 業務サイクル

出典：総解説ファシリティマネジメントより構成

(2) 情報共有

持続可能で健全な施設の維持管理の検討を行うに当たり、住民と行政が、町施設に関する情報と問題意識を共有することが重要です。

公共施設を利用し支えている多くの住民と行政が問題意識を共有し、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報や評価結果を積極的に開示します。

また、住民からの様々な意見を収集・整理して公共施設等マネジメントに生かす仕組みについても検討することとします。

第4章

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

- ▶ 1. 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針
- ▶ 2. 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針
- ▶ 3. 企業会計施設の管理に関する基本的な方針

1. 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針

(1) 町民文化系施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所在地域
鏡石町勤労青少年ホーム	972	S55	36	RC	鏡石町中央 59 番地
鏡石町コミュニティーセンター	553	S61	30	RC	鏡石町中央 245 番地
鏡石町公民館	1,170	S48	43	RC	鏡石町旭町 159 番地
鏡石町公民館（物置）	66	H元	27	S	鏡石町旭町 159 番地
久来石転作定着化総合研修施設	245	S59	32	W	鏡石町久来石 281 番地 10
桜岡多目的集会所	66	S61	30	W	鏡石町桜岡 206 番地 3
笠石新栄町集会所	101	H17	11	W	鏡石町中町 518 番地 4
笠石多目的集会所	123	H3	25	W	鏡石町中町 672 番地
笠石北集会所	111	H7	21	W	鏡石町中町 281 番地
鏡石町農村婦人の家	266	S56	35	W	鏡石町笠石 28 番地
杉林団地集会所	55	S54	37	W	鏡石町東町 459 番地
南町集会所	105	H13	15	W	鏡石町南町 363 番地 1
鏡石一区集会所	113	H8	20	W	鏡石町中央 163 番地
鏡石三区コミュニティセンター	162	H23	5	W	鏡石町不時沼 9 番地 2
桜町俵井集会所	59	S54	37	W	鏡石町桜町 94 番地
鏡石四区集会所	162	H9	19	W	鏡石町岡ノ内 189 番地
緑ヶ岡団地集会所	82	S55	36	W	鏡石町岡ノ内 520 番地
仁井田公民館	46	S47	44	CB	鏡石町仁井田 377 番地
仁井田多目的集会所	110	H6	22	W	鏡石町岡ノ内 229 番地 9
鏡石町転作技術研修センター	272	S58	33	W	鏡石町鏡沼 62 番地
大池団地集会所	75	S54	37	W	鏡石町大池 50 番地
蒲之沢多目的集会所	89	H5	23	W	鏡石町蒲之沢町 303 番地
深内多目的集会所	69	H2	26	W	鏡石町深内町 140 番地
高久田多目的集会所	128	S56	35	W	鏡石町高久田 107 番地
南高久田多目的集会所	80	H6	22	W	鏡石町鏡沼 329 番地 2
成田構造改善センター	254	H2	26	W	鏡石町成田 631 番地
北町集会所	93	H13	15	W	鏡石町北町 324 番地 2
鏡石町西原地区生活改善センター	179	S53	38	W	鏡石町成田原町 252 番地
豊郷構造改善センター	202	S62	29	W	鏡石町羽鳥 154 番地
旭町コミュニティセンター	169	H16	12	W	鏡石町旭町 440 番地 9
さかい集会所	139	H11	17	W	鏡石町前山 69 番地

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50年以上

31年～49年

30年以下

②施設の現状と課題

- ・ 27 の集会所、コミュニティーセンター、青少年ホーム、公民館とその付属施設が各 1 箇所あります。（※分類は実際の利用形態に即しております。）
- ・ 8 つの施設が旧耐震基準で建設されています。6 つの施設が耐震診断未実施であり、25 の施設は対象外となっています。
- ・ 延床面積の 66.0%が築 30 年以上を経過しています。
- ・ 6 つの施設が避難所指定されています。
- ・ 5 つの施設でユニバーサルデザイン（身障者用トイレ、玄関スロープ等）が配慮されています。
- ・ 4 つの施設が直営で、27 の施設が委託で管理されています。
- ・ m²当たりの光熱水費は、0 円～約 1,600 円となっています。
- ・ 過去 10 年における年平均修繕費は約 500 万円となっています。m²当たりの年平均修繕費は約 20 万円となっています。

③個別基本方針

- ・ 日常点検と定期点検を実施し、予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理に努めます。
- ・ 今後、集会施設の利用状況を日時別に把握し、利用率の低い施設については多機能化を図るなど、有効活用を検討します。
- ・ 鏡石町コミュニティーセンターは、まちの駅として有効活用を図るようにします。
- ・ 将来の人口動向や利用状況を踏まえ、施設の複合化・集約化、統廃合を含め適正な施設配置を検討します。

(2) 社会教育系施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築年	経過 年数	構造	所在地域
鏡石町図書館	1,576	H9	19	RC	鏡石町旭町 440 番地 6
歴史民俗資料館	191	S58	33	S	鏡石町成田 343 番地

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②施設の現状と課題

- ・ 図書館と歴史民俗資料館の、2つの施設が設置されています。
- ・ いずれの施設も耐震診断及び耐震改修は対象外となっています。
- ・ いずれの施設も避難所指定を受けていません。
- ・ 図書館にはユニバーサルデザイン（車椅子用エレベータ、身障者用トイレ）が配慮されています。
- ・ いずれの施設も単独施設であり、直営で管理されています。
- ・ ㎡当たりの光熱水費は、約 1,000 円～3,000 円となっています。
- ・ 年間利用者数は把握されていません。
- ・ 過去 10 年間における年平均修繕費は約 500 万円であり、㎡当たりの年間平均修繕費は約 3 万円となっています。

③個別基本方針

- ・ 年間利用者数を把握し、広報や展示企画について充実を図ります。
- ・ 日常点検と定期点検を実施し、予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理に努めます。
- ・ 築 30 年を超える施設については、長寿命化を図り、大規模改修計画を検討します。
- ・ 将来の人口動向や利用状況を踏まえ、施設の複合化・集約化、統廃合を含め適正な施設配置を検討します。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築年	経過 年数	構造	所在地域
鏡石町営鳥見山体育館（建物）	1,487	S57	34	S	鏡石町緑町 217 番地
鳥見山陸上競技場(メインスタンド)	2,132	H4	24	RC	鏡石町緑町 199 番地
鳥見山公園陸上競技場前写真判定室	56	H5	23	-	鏡石町緑町 199 番地
鏡石町営鳥見山テニスコート温水シャワー室	37	S62	29	W	鏡石町緑町 199 番地
鏡石町民プール	2,618	H9	19	SRC	鏡石町緑町 199 番地
鏡石町構造改善センター	1,764	H元	27	SRC	鏡石町旭町 175 番地
成田体育館	492	S41	50	RC	鏡石町成田 343 番地
鏡石町屋内ゲートボール場	963	H3	25	W	鏡石町東町 282 番地
ふれあいの森公園（炊飯棟）	96	H5	23	W	鏡石町小栗山 71 番地
ふれあいの森公園（炊飯棟）	150	H5	23	W	鏡石町小栗山 71 番地
ふれあいの森公園（管理棟）	202	H25	3	W	鏡石町堂前 90 番地 1

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50 年以上

31 年～49 年

30 年以下

②施設の現状と課題

- ・旧耐震基準で建設された施設が 1 箇所あります。
- ・全ての施設で耐震診断及び耐震改修は対象外となっています。
- ・2 つの施設が築 30 年を超え、老朽化が進んでいます。
- ・鳥見山体育館は避難所指定されています。
- ・鏡石町民プールとふれあいの森公園はユニバーサルデザイン（身障者用トイレ、玄関スロープ等）が配慮されています。
- ・いずれの施設も単独施設となっており、指定管理が 2 箇所、委託が 4 箇所、4 箇所は直営で管理されています。
- ・過去 10 年間平均修繕費は約 1,500 万円、㎡当たりの年平均修繕費は約 32 万円となっています。

③個別基本方針

- ・民間の類似施設の活用を検討します。
- ・隣接する市町村の広域での利用を更に進めます。
- ・各施設について町内だけでなく、町外からの集客につながる方策を検討します。
- ・築 30 年を超える施設については、長寿命化を図り、大規模改修計画を検討します。

(4) 学校教育系施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築年	経過 年数	構造	所在地域
第一小学校（校舎）	6,246	H25	3	RC	鏡石町中央1番地
第一小学校（体育館）	1,607	H18	10	RC	鏡石町中央1番地
第一小学校（便所）	38	H8	20	W	鏡石町中央1番地
第一小学校（更衣室）	18	S47	44	CB	鏡石町中央1番地
第一小学校（ポンプ室）	15	S47	44	CB	鏡石町中央1番地
第二小学校（校舎）	3,405	S55	36	RC	鏡石町豊郷中238番地
第二小学校（体育館）	973	S56	35	RC	鏡石町豊郷中238番地
第二小学校（給食室）	709	S56	35	RC	鏡石町豊郷中238番地
第二小学校（機械室）	50	S56	35	RC	鏡石町豊郷中238番地
第二小学校（合併処理機械室）	13	S56	35	RC	鏡石町豊郷中238番地
第二小学校（倉庫・便所）	80	S56	35	RC	鏡石町豊郷中238番地
第二小学校（プール付属棟）	84	S56	35	RC	鏡石町豊郷中238番地
鏡石中学校（校舎）	3,935	S52	39	RC	鏡石町旭町158番地
鏡石中学校（校舎 特別教室）	1,256	H3	25	RC	鏡石町旭町158番地
鏡石中学校（体育館）	2,181	H元	27	RC	鏡石町旭町158番地
鏡石中学校（機械室）	35	S52	39	CB	鏡石町旭町158番地
鏡石中学校（更衣室）	60	H7	21	W	鏡石町旭町158番地
鏡石中学校（部室）	50	S51	40	CB	鏡石町旭町158番地
鏡石中学校（倉庫）	39	S52	39	CB	鏡石町旭町158番地

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50年以上

31年～49年

30年以下

②施設の現状と課題

- ・ 2つの小学校、1つの中学校があります。
- ・ 旧耐震基準で建設された6つの建物があり、鏡石中学校は耐震改修済、その他の建物は対象外となっています。
- ・ 延床面積では約45%が築30年を超え、老朽化が進み教育環境に影響が出ています。
- ・ 小学校、中学校ともに避難所指定されています。
- ・ 第一小学校と鏡石中学校ではユニバーサルデザイン（身障者用トイレ、玄関スロープ等）が配慮されています。
- ・ いずれの施設も単独施設であり、直営で管理されています。
- ・ m²当たりの光熱水費は約1,000円～2,400円となっています。
- ・ 過去10年間平均修繕費は約250万円であり、m²当たりの年平均修繕費は約12万円となっています。
- ・ 鏡石中学校は、平成27年度と平成28年度に大規模改修工事を実施しています。

③個別基本方針

- ・ 大規模改修の時期を迎えている施設については、必要な大規模改修について順次計画を検討します。
- ・ 将来の人口動向や利用状況を踏まえ、施設の複合化・集約化、統廃合を含め適正な施設配置を検討します。

(5) 子育て支援施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築年	経過年数	構造	所在地域
鏡石幼稚園	514	S61	30	S	鏡石町中町 271 番地 4
鏡石幼稚園預かり保育室	97	H19	9	W	鏡石町中町 271 番地 4
鏡石児童館	276	H8	20	W	鏡石町本町 207 番地 5
鏡石保育所	919	H6	22	W	鏡石町本町 43 番地 6
児童ふれあい交流館	487	H26	2	W	鏡石町中央 1 番地

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

②施設の現状と課題

- ・ 幼稚園、保育所、児童館、交流館が各 1 箇所あります。
- ・ 1 つの施設が築 30 年を超え、老朽化が進み保育環境に影響が出ています。
- ・ いずれの施設も単独施設であり、直営で管理されています。
- ・ 幼稚園、保育所、交流館が避難所指定されています。
- ・ ㎡当たりの光熱水費は約 1,300 円～3,000 円となっています。
- ・ 過去 10 年間ににおける年平均修繕費は約 160 万円、㎡当たりの年平均修繕費は約 2 万円となっています。

③個別基本方針

- ・ 築 30 年を超える鏡石幼稚園については、将来の幼児教育・保育施設の配置を見据えて、必要な大規模改修について長寿命化対策を含め計画を検討します。
- ・ 鏡石児童館については、就学前の子どもの遊び場としてのリニューアルを検討します。
- ・ 鏡石保育所については、「鏡石保育所民営化計画」に基づき、鏡石町社会福祉協議会への施設の移管を進めます。
- ・ 児童ふれあい交流館については、施設の設備や機能等の定期的な点検に努めます。
- ・ 将来の人口動向や利用状況を踏まえ、施設の複合化・集約化、統廃合を含め適正な施設配置を検討します。

(6) 保健・福祉施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築年	経過 年数	構造	所在地域
鏡石町保健センター	428	S37	54	W	鏡石町中央 73 番地
成田保健センター	600	S58	33	RC	鏡石町成田 343 番地
鏡石町老人福祉センター	868	S53	38	RC	鏡石町旭町 161 番地
鏡石町老人福祉センター (増築)	128	S60	31	W	鏡石町旭町 161 番地

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

②施設の現状と課題

- ・ 1 つの福祉センター、2 つの保健センターがあります。
- ・ 2 つ施設が旧耐震基準で建設されており、2 つの施設で耐震診断及び耐震改修が未実施、2 つの施設では耐震改修は対象外となっています。
- ・ いずれの施設も単独施設であり、2 つの施設が指定管理、2 つの施設が直営で管理されています。
- ・ 成田保健センターは避難所指定されています。
- ・ 成田保健センターはユニバーサルデザイン（身障者用トイレ、玄関スロープ等）が配慮されています。
- ・ ㎡当たりの光熱水費は、約 500 円～2,700 円となっております。
- ・ 過去 10 年間における年平均修繕費は約 21 万円、㎡当たりの年平均修繕費は約 3 万円となっています。

③個別基本方針

- ・ 大規模修繕の時期を迎えている施設が多いため、予防保全の視点での管理に努めます。
- ・ 将来の人口動向や利用状況を踏まえ、施設の複合化・集約化、統廃合を含め適正な施設配置を検討します。
- ・ 築 50 年を超える鏡石町保健センターの建て替えに際しては、他の保健施設との機能・役割分担を最重要課題とした検討をします。
- ・ 築 30 年を超える成田保健センターの大規模改修に際しては、地域において果たすべき役割を最重要課題とした検討をします。

(7) 行政系施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過年数	構造	所在地域
鏡石町役場 (庁舎)	1,394	S47	44	RC	鏡石町不時沼 345 番地
鏡石町役場 (車庫・倉庫)	270	S50	41	S	鏡石町不時沼 345 番地
鏡石町役場 倉庫	65	S56	35	S	鏡石町不時沼 346 番地
鏡石町消防団第1分団屯所	72	H20	8	W	鏡石町久来石 284 番地
鏡石町消防団第3分団屯所	91	H元	27	W	鏡石町不時沼 346 番地
鏡石町消防団第4分団屯所	63	H2	26	W	鏡石町鏡沼 229 番地
鏡石町消防団第5分団屯所	81	S55	36	RC	鏡石町成田 228 番地
鏡石町消防団第6分団屯所	65	H27	1	W	鏡石町仁井田 489 番地 1
鏡石町消防団第7分団屯所	63	H24	4	W	鏡石町羽鳥 157 番地
鏡石町消防団第8分団屯所	66	S57	34	W	鏡石町高久田 101 番地
鏡石町消防団第9分団屯所	57	S52	39	W	鏡石町旭町 440 番地 9
防災備蓄倉庫	34	H8	20	W	鏡石町緑町 217 番地
笠石防災センター(消防団第2分団屯所)	297	H11	17	W	鏡石町中町 380 番地

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②施設の現状と課題

- ・ 1つの庁舎、8つの分団屯所、3つの倉庫、1つの防災センターがあります。
- ・ 旧耐震基準で建設された施設は4箇所あります。
- ・ 役場庁舎の耐震診断及び耐震改修は実施済み、3つの施設が耐震診断未実施、それ以外の施設は耐震改修対象外となっています。
- ・ 6つの施設が築30年を超え、延床面積比で73.8%を占めています。
- ・ 防災センターが避難所指定を受けており、その他の施設では避難所指定はされていません。
- ・ 役場庁舎は代替電源が整備されています。
- ・ 防災センターはユニバーサルデザイン（身障者用トイレ、玄関スロープ）が配慮されています。
- ・ 防災センターは委託、その他の施設は直営で管理されています。
- ・ 役場庁舎の㎡当たりの光熱水費は約4,600円、分団屯所は約1,500円前後となっています。
- ・ 過去10年間における年平均修繕費は約75万円、㎡当たりの年平均修繕費は約1.5万円となっています。

③個別基本方針

- ・ 日常点検と定期点検を実施し、予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理に努めます。
- ・ 築30年を超える施設については、長寿命化を図り、順次大規模改修計画を検討します。
- ・ 将来の人口動向や利用状況を踏まえ、施設の複合化・集約化、統廃合を含め適正な施設配置を検討します。

(8) 公営住宅

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所在地域
境団地（町営住宅 A 棟）	1,981	H9	19	RC	鏡石町前山 201 番地
境団地（町営住宅 B 棟）	1,974	H10	18	RC	鏡石町前山 203 番地
境団地（倉庫 1）	77	H9	19	RC	鏡石町前山 201 番地
境団地（給水栓）	8	H9	19	RC	鏡石町前山 201 番地
境団地（倉庫 4）	77	H10	18	RC	鏡石町前山 203 番地
鏡石町定住促進住宅（共同住宅 1）	1,880	H2	26	RC	鏡石町旭町 192 番地 2
鏡石町定住促進住宅（集会所）	78	H2	26	RC	鏡石町旭町 192 番地 2
鏡石町定住促進住宅（受水槽・ポンプ室）	49	H2	26	RC	鏡石町旭町 192 番地 2
鏡石町定住促進住宅（プロパンボンベ室）	16	H2	26	RC	鏡石町旭町 192 番地 2
鏡石町定住促進住宅（物置）	11	H2	26	S	鏡石町旭町 192 番地 2
鏡石町定住促進住宅（共同住宅 2）	1,872	H2	26	RC	鏡石町旭町 192 番地 2
杉林団地	563	S45	46	W	鏡石町東町 459 番地
杉林団地	610	S47	44	W	鏡石町東町 460 番地
東町団地（町営住宅東町団地 A 棟）	933	H26	2	RC	鏡石町東町 751 番地
東町団地（町営住宅東町団地 B 棟）	935	H26	2	RC	鏡石町東町 751 番地
東町団地（町営住宅東町団地集会所）	98	H26	2	S	鏡石町東町 751 番地

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50 年以上

31 年～49 年

30 年以下

②施設の現状と課題

- ・ 3 つの町営住宅、2 つの集会所、その他倉庫等の建物があります。
- ・ 旧耐震基準で建設されている施設は 2 箇所になります。

③個別基本方針

- ・ 建築年代が古く、施設の老朽化の著しい団地は、施設の安全管理に努めるとともに、統廃合・取壊し又は建て替えについて検討します。
- ・ 入居率の向上に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。

(9) 公園

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所在地域
不時沼公園（便所）	6	H14	14	S	鏡石町岡ノ内 172 番地
鳥見山公園公衆トイレ（西側）	42	H11	17	S	鏡石町緑町 199 番地
鳥見山公園公衆トイレ（東側）	48	H11	17	S	鏡石町緑町 199 番地
鳥見山公園公衆トイレ（陸上競技場前）	54	H5	23	RC	鏡石町緑町 199 番地

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50 年以上

31 年～49 年

30 年以下

②施設の現状と課題

- ・ いずれの施設も新耐震基準で建設されています。
- ・ いずれの施設も単独施設であり、直営で管理されています。
- ・ いずれの施設も避難所指定されています。
- ・ ㎡当たりの光熱水費は約 1,600 円～1.6 万円となっています。
- ・ 過去 10 年間における年平均修繕費は約 6 万円、㎡当たりの年平均修繕費は約 1.6 万円となっています。

③個別基本方針

- ・ 施設の設備や機能等を定期点検し、予防保全の視点で管理します。
- ・ 公園内の施設・設備については、公園施設長寿命化計画に基づき計画的に施設の補修等を適切に進めていきます。

(10) その他

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築年	経過 年数	構造	所在地域
鏡石駅前駐輪場	246	H9	19	RC	鏡石町中央 245 番地
鏡石駅前トイレ	37	H25	3	W	鏡石町中央 245 番地 2

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50 年以上

31 年～49 年

30 年以下

②施設の現状と課題

- ・ いずれの施設も新耐震基準で建設され、耐震診断及び耐震改修は対象外となっています。
- ・ いずれの施設も避難所指定されていません。
- ・ いずれの施設も直営で管理されています。
- ・ 駅前トイレはユニバーサルデザイン（身障者用トイレ）が配慮されています。
- ・ ㎡当たりの光熱水費は約 400 円～4,900 円となっています。
- ・ 過去 10 年間における年平均修繕費は約 4 万円、㎡当たりの年平均修繕費は約 0.8 万円となっています。

③個別基本方針

- ・ 日常点検と定期点検を実施し、予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理に努めます。

2. 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針

(1) 道路

①施設一覧表

表 11 道路の延長及び面積

一般道路実延長	245,852m	1級（幹線）町道	25,097m
		2級（幹線）町道	15,366m
		その他町道	205,389m
道路面積 道路部	1,352,609 m ²		
歩道・自転車歩行者道	41,875m		
歩道等面積	107,426 m ²		

②施設の現状と課題

- ・本町が管理する道路延長の内、舗装延長は167.3km(平成28年4月1日現在)であり、全路線延長の68.1%(1・2級町道：100%、その他町道61.8%)である。
- ・毎週水曜日に、職員による道路パトロールを実施しており、支障箇所では軽微な補修等については直営作業員により行っている。

③個別基本方針

- ・安全の確保を最優先とし、パトロールや定期的な点検により適切な維持管理を進めていきます。
- ・今後の維持管理等に伴う負担は重くなることを見込まれるため、交通量等も含めて今後の整備を検討します。

(2) 橋梁

表 12 橋梁数

	長さ区分		計 (本)
	15m未満 (本)	15m以上 (本)	
一般	17	2	19
高速道路	-	9	9

表 13 橋梁面積

	構造区分					計 (㎡)
	PC 橋 (㎡)	RC 橋 (㎡)	鋼橋 (㎡)	石橋 (㎡)	木橋その他 (㎡)	
一般	1,013	314	490	-	-	1,817
高速道路	1,549	-	-	-	-	1,549

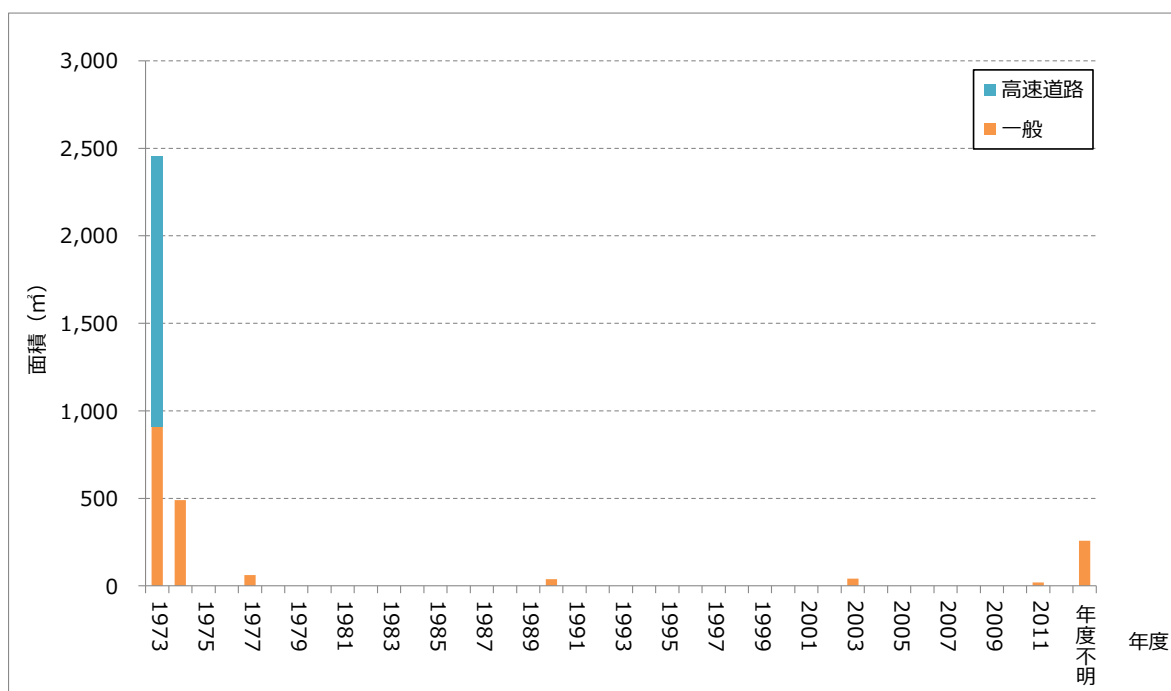


図 16 築年別整備状況 (橋梁)

②施設の現状と課題

- ・本町が管理する橋梁は 28 橋(平成 28 年 4 月 1 日現在)あり、これらの多くは昭和 40 年代後半の高度経済成長期に建設された永久橋である。今後、法定耐用年数を向かえるにあたって、長寿命化等に関する検討が必要である。

- ・橋梁は、5年に1回の頻度で近接目視での点検が義務化された。また、町職員による橋梁パトロールにより遠方目視により年1回以上の橋梁等の点検を行っている。

③個別基本方針

- ・平成23年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、従来の事故的な修繕及び架替えから予防的な修繕及び計画的な架替えの転換を図り、橋梁の長寿命化や修繕・架替えに係る費用の縮減と平準化を図ります。
- ・既存の橋梁についても、利用状況や他路線の配置も踏まえて、廃止による維持費の軽減についても検討します。

3. 企業会計施設の管理に関する基本的な方針

(1) 上水道施設

上水道普及率 94.3%
(平成 28 年 3 月現在)

表 14 導水管管径別延長

	300 mm未満
延長 (m)	13,039

表 15 配水管管径別延長

	150 mm以下	200 mm以下	250 mm以下
延長 (m)	86,871	10,094	1,313

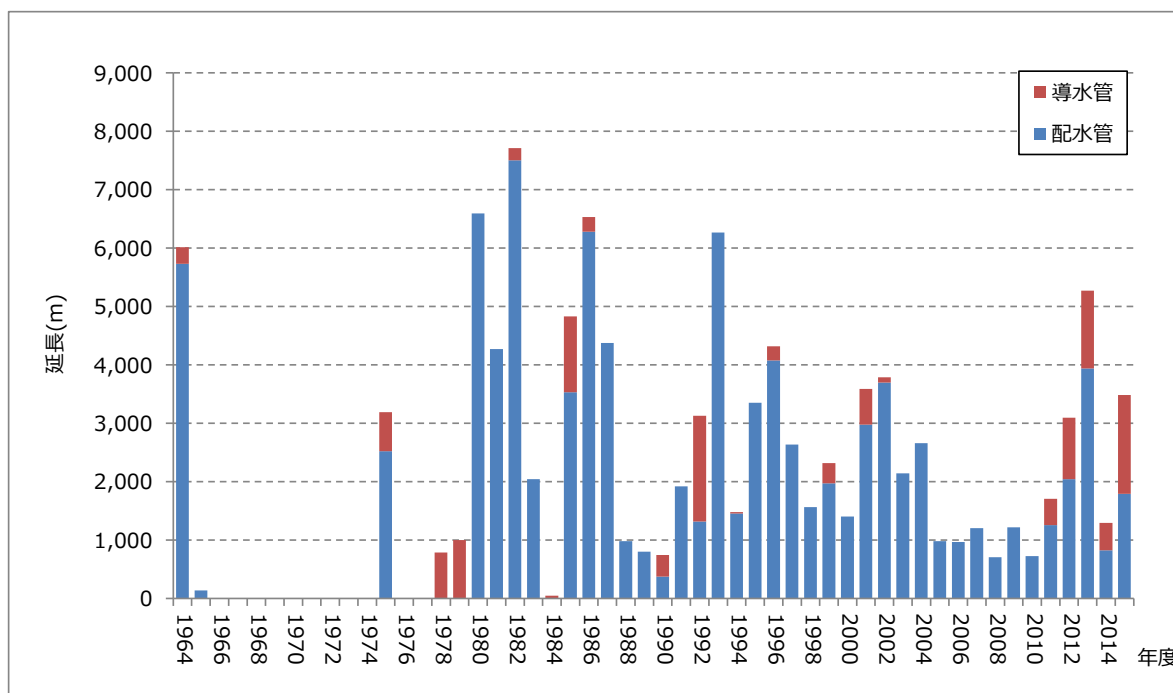


図 17 築年別整備状況 (上水道)

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築年	経過 年数	構造	所在地域
旭町浄水場	117	S40	52	RC	鏡石町旭町 336 番地
桜岡浄水場	190	S62	30	RC	鏡石町桜岡 706 番地
成田浄水場	86	S58	34	RC	鏡石町河原 271 番地

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

②施設の現状と課題

- ・ いずれの施設も新耐震基準で建設され、耐震診断及び耐震改修は未実施となっています。
- ・ いずれの施設も避難所指定されていません。
- ・ いずれの施設も委託で管理されています。
- ・ ㎡当たりの光熱水費は関連施設全体で約 8.6 万円となっています。
- ・ 過去 10 年間にける年平均修繕費は約 553 万円、㎡当たりの年平均修繕費は約 14 万円となっています。

③個別基本方針

- ・ 各浄水場関連については機能を優先し、修繕等は予防保全の観点から定期的な点検に努めます。
- ・ 旭町浄水場については、修繕・保全が困難なため、第 5 次拡張事業により計画的に施設整備を進めます。
- ・ 本計画に計上されていないその他の各種水道施設も含め、更新費用を試算し、計画的、効果的な耐震化を進めることとし、維持的更新に取り組みます。

(2) 下水道施設

下水道普及率 92.1%（公共下水道 78.5%、農業集落排水 7.7%、合併処理浄化槽 5.9%）

下水道接続率 89.8%（公共下水道 89.2%、農業集落排水 88.4%、合併処理浄化槽 100.0%）
（平成 28 年 3 月現在）

表 16 公共下水道及び農業集落排水管径別延長

	250 mm以下	500 mm以下	500 mm超
延長 (m)	75,382	2,180	2,323

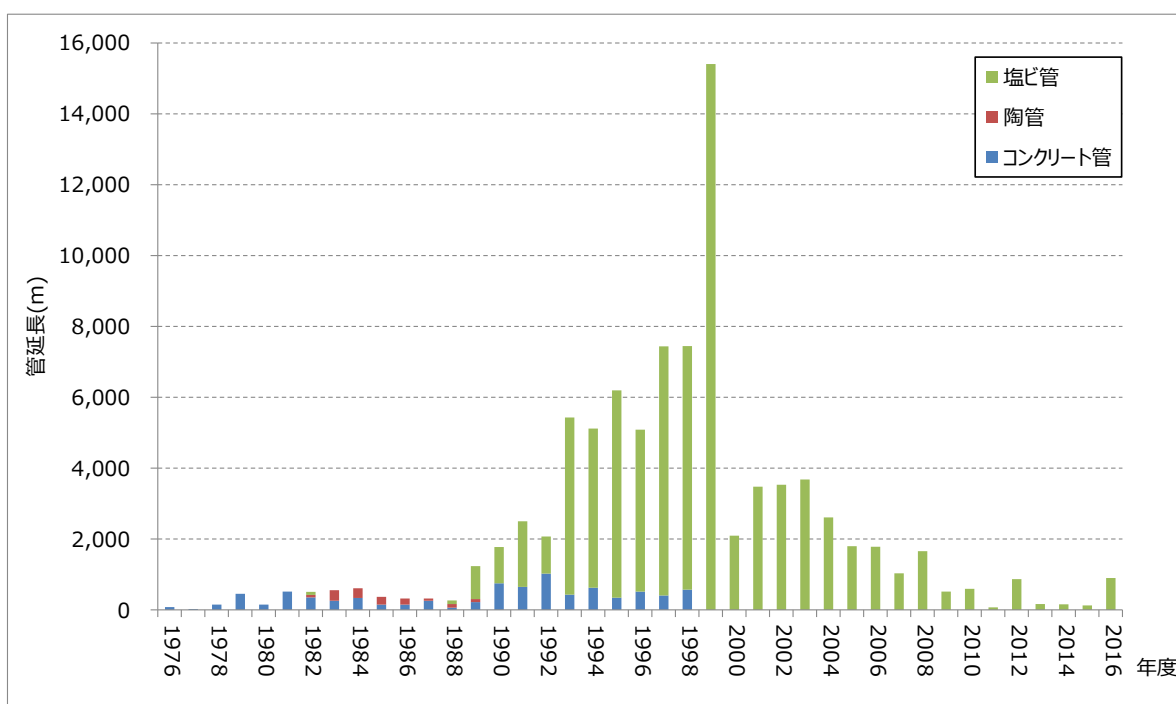


図 18 築年別整備状況（下水道）

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築年	経過 年数	構造	所在地域
深内浄化センター	39	H10	18	RC	鏡石町深内町 264 番地 1
成田浄化センター	207	H7	21	RC	鏡石町成田 409 番地 1

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

②施設の現状と課題

- ・ いずれの施設も新耐震基準で建設され、耐震診断及び耐震改修は未実施となっています。
- ・ いずれの施設も避難所指定されていません。
- ・ いずれの施設も委託で管理されています。
- ・ ㎡当たりの光熱水費は約 9,700 円～1.4 万円となっています。
- ・ 過去 10 年間における年平均修繕費は約 435 万円、㎡当たりの年平均修繕費は約 23.4 万円となっています。

③個別基本方針

- ・ 浄化センターについては機能を優先し、修繕等は予防保全の観点から定期的な点検に努めます。

参考資料

「公共施設等に関するアンケート」調査結果
概要版

調査概要

調査の目的

鏡石町では現在、「施設の老朽化」や「人口減少等による利用需要の変化」等の状況を踏まえ、今後の公共施設等のあり方を検討する「公共施設等総合管理計画」の策定を進めています。

本アンケート調査は、計画を策定する上で基礎資料として活用するため、住民の方の公共施設に関する意向や利用状況について把握することを目的に実施したものです。

調査の概要

- 調査対象：町内にお住まいの16歳以上の方2,000人
- 調査期間：平成28年6月1日から平成28年6月14日まで
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 配布・回収状況

	配布数	回収数	回収率
住民対象	2,000票	812票	40.6%

調査結果

回答者の属性

【性別】 n=812

性別は「男性」が43.8%、「女性」が54.1%となっています。

【年齢】 n=812

年齢は「60歳代」が21.1%で最も多く、次いで「30歳代」が20.0%、「40歳代」が17.7%となっています。

【職業】 n=812

職業は「会社員」が34.1%で最も多く、次いで「無職」が13.8%、「専業主婦・主夫」が11.9%、「パート・アルバイト」が11.2%、「公務員・団体職員」が6.5%となっています。

【家族構成】 n=812

家族構成は「二世帯世帯（親と子）」が49.3%で最も多く、次いで「夫婦のみ」が22.5%、「三世帯世帯（親と子と孫）」が14.9%、「ひとり暮らし」が5.8%、「その他」が5.0%となっています。

【居住地区】 n=812

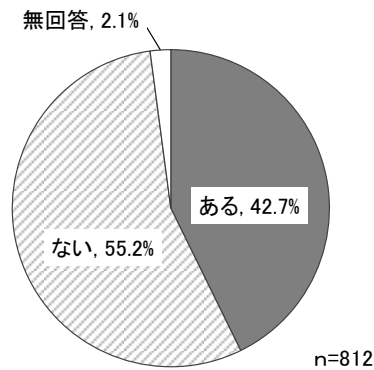
居住地区は「笠石区」が13.3%で最も多く、次いで「鏡田区」が11.7%、「鏡石4区」が11.2%、「鏡石3区」が8.6%、「さかい区」が7.9%となっています。

施設の利用状況

(1)集会施設(公民館、集会所、コミュニティセンターなど)

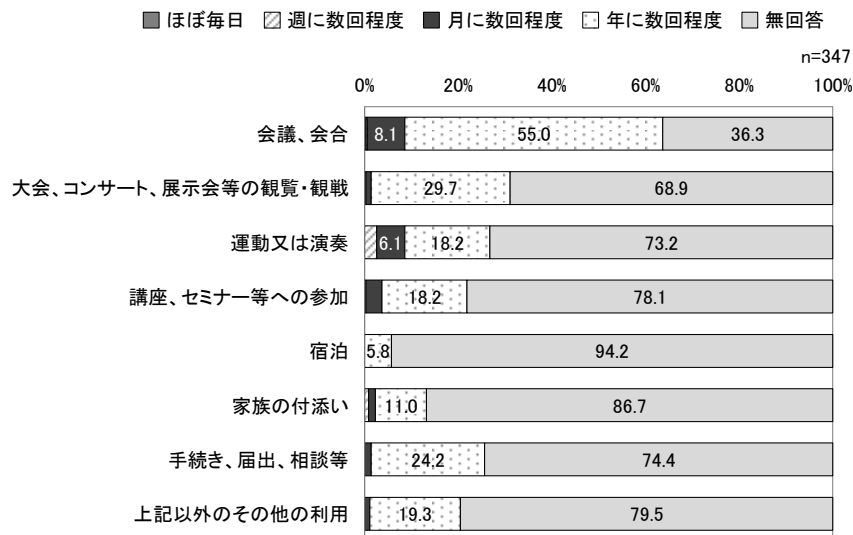
【集会施設の利用の有無】 n=812

過去1年間の集会施設の利用状況をみると、「ある」が42.7%、「ない」が55.2%となっています。



【集会施設の目的別利用頻度】 n=347

過去1年間に集会施設を利用したことが「ある」という回答者に、集会施設の目的別利用頻度について聞くと、『会議、会合』での利用が最も多く6割を超え、利用頻度も「月に数回程度」の割合がやや高くなっています。



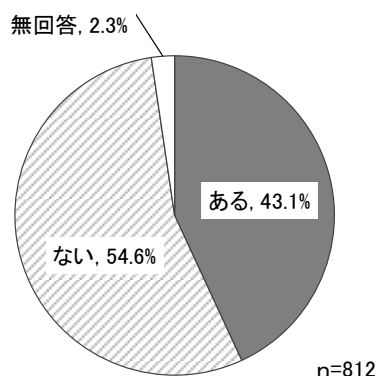
【集会施設を利用しなかった理由】 n=448 (複数回答)

過去1年間に集会施設を利用したことが「ない」という回答者に、集会施設を利用しない理由について聞いたところ、「利用の必要がない」が88.6%と最も多くなっています。

(2)教育系施設(鏡石町図書館、歴史民俗資料館)

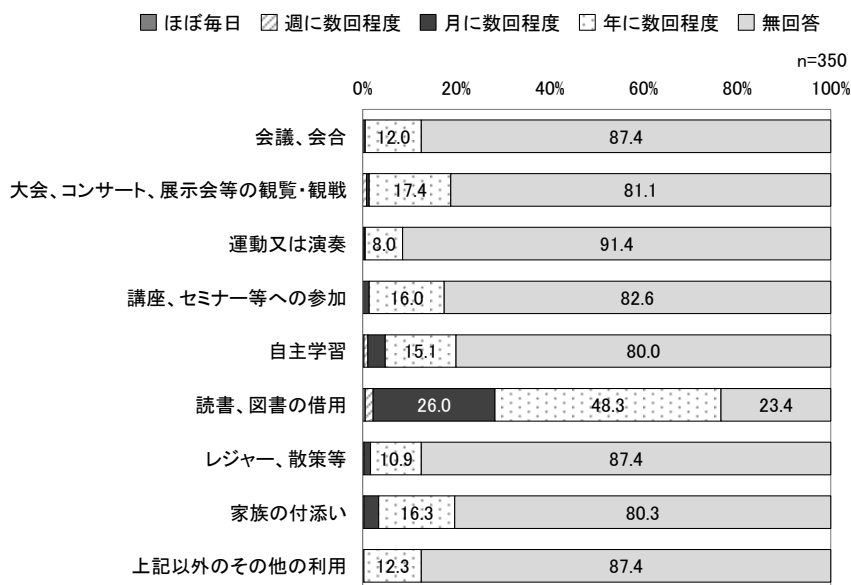
【教育系施設の利用の有無】 n=812

過去1年間の教育系施設の利用状況を見ると、「ある」が43.1%、「ない」が54.6%となっています。



【教育系施設の目的別利用頻度】 n=350

過去1年間に教育系施設を利用したことが「ある」という回答者に、教育系施設の目的別利用頻度について聞くと、『読書、図書の借用』での利用が最も多く約8割となっており、利用頻度も「月に数回程度」の割合が約3割となっています。



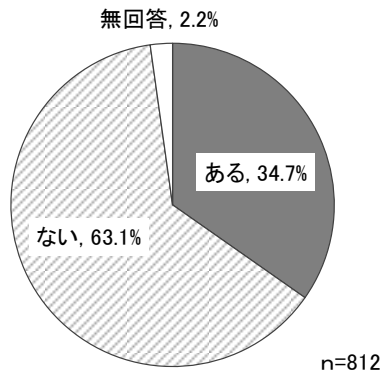
【教育系施設を利用しなかった理由】 n=443 (複数回答)

過去1年間に教育系施設を利用したことが「ない」という回答者に、教育系施設を利用しない理由について聞いたところ、「利用の必要がない」が85.6%と最も多くなっています。

(3)屋外運動施設(鳥見山陸上競技場、鳥見山テニスコート、鳥見山野球場、鳥見山多目的広場)

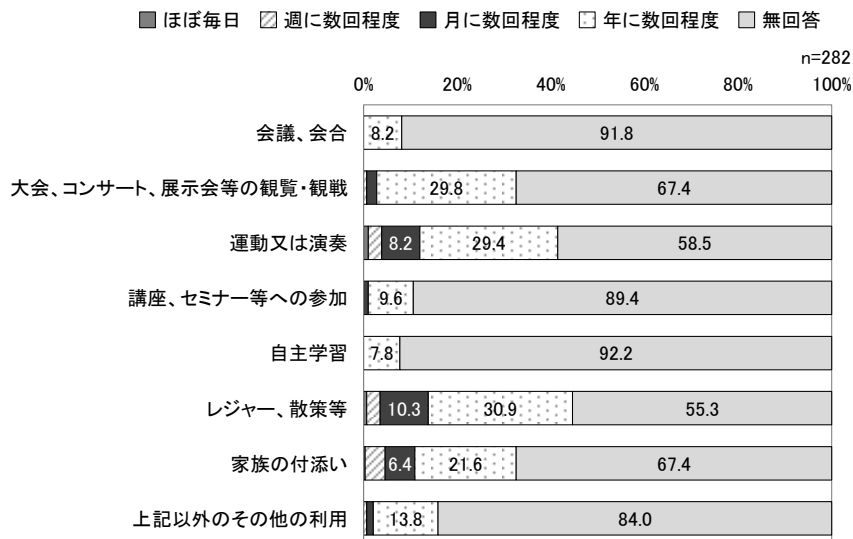
【屋外運動施設の利用の有無】 n=812

過去1年間の屋外運動施設の利用状況を見ると、「ある」が34.7%、「ない」が63.1%となっています。



【屋外運動施設の目的別利用頻度】 n=282

過去1年間に屋外運動施設を利用したことが「ある」という回答者に、屋外運動施設の目的別利用頻度について聞くと、『レジャー、散策等』及び『運動又は演奏』での利用が4割を超えており、利用頻度も「月に数回程度」の割合がやや高くなっています。



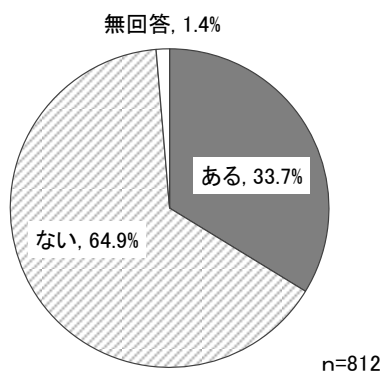
【屋外運動施設を利用しなかった理由】 n=512 (複数回答)

過去1年間に屋外運動施設を利用したことが「ない」という回答者に、屋外運動施設を利用しない理由について聞いたところ、「利用の必要がない」が90.0%と最も多くなっています。

(4)屋内運動施設(鳥見山体育館、町民プール「すいすい」、鏡石町構造改善センター)

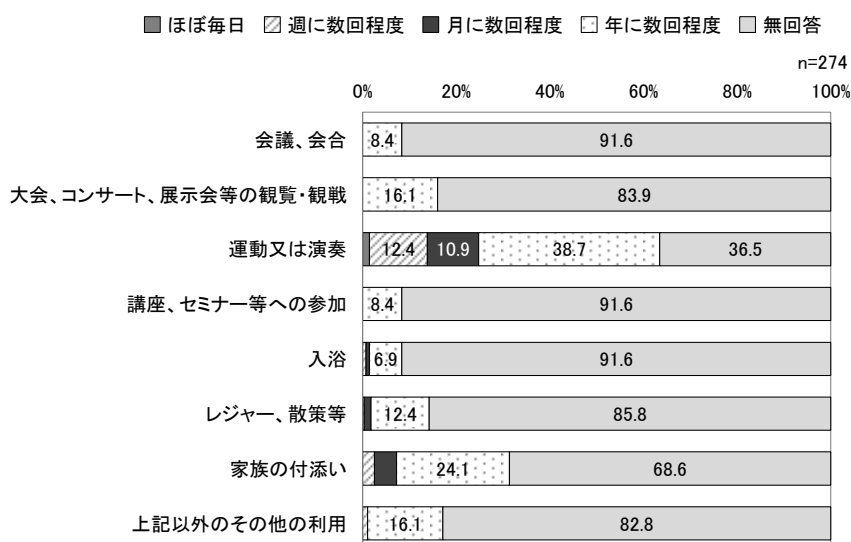
【屋内運動施設の利用の有無】 n=812

過去1年間の屋内運動施設の利用状況を見ると、「ある」が33.7%、「ない」が64.9%となっています。



【屋内運動施設の目的別利用頻度】 n=274

過去1年間に屋内運動施設を利用したことが「ある」という回答者に、屋内運動施設の目的別利用頻度について聞くと、『運動又は演奏』での利用が約6割となっており、利用頻度も「週に数回程度」、「月に数回程度」の割合が高くなっています。



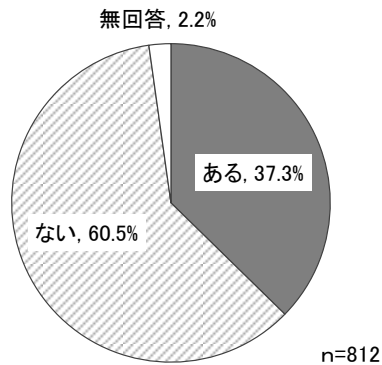
【屋内運動施設を利用しなかった理由】 n=527 (複数回答)

過去1年間に屋内運動施設を利用したことが「ない」という回答者に、屋内運動施設を利用しない理由について聞いたところ、「利用の必要がない」が86.1%と最も多くなっています。

(5)産業系施設(鏡石町勤労青少年ホーム)

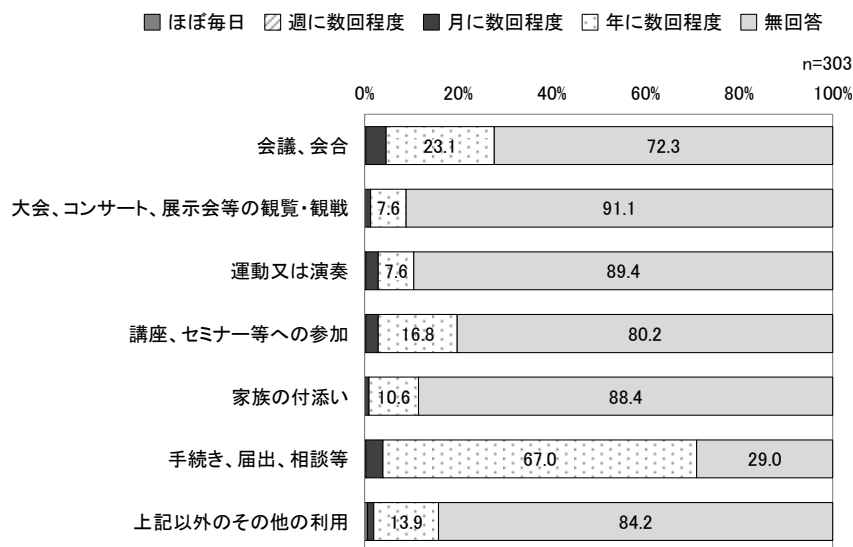
【産業系施設の利用の有無】 n=812

過去1年間の産業系施設の利用状況をみると、「ある」が37.3%、「ない」が60.5%となっています。



【産業系施設の目的別利用頻度】 n=303

過去1年間に産業系施設を利用したことが「ある」という回答者に、産業系施設の目的別利用頻度について聞くと、『手続き、届出、相談等』での利用が最も多く約7割となっています。また、いずれの目的でも、利用頻度は「年に数回程度」が最も多くなっています。



【産業系施設を利用しなかった理由】 n=491 (複数回答)

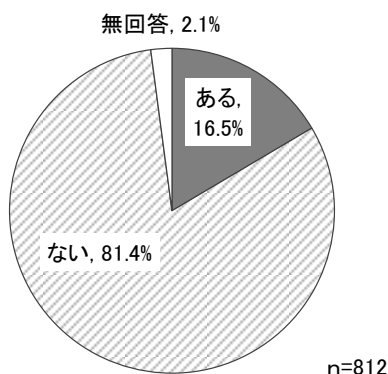
過去1年間に産業系施設を利用したことが「ない」という回答者に、産業系施設を利用しない理由について聞いたところ、「利用の必要がない」が89.8%と最も多くなっています。

(6)学校(第一小学校、第二小学校、鏡石中学校)

(注)利用については一般開放(校庭・体育館等)利用に限ります。

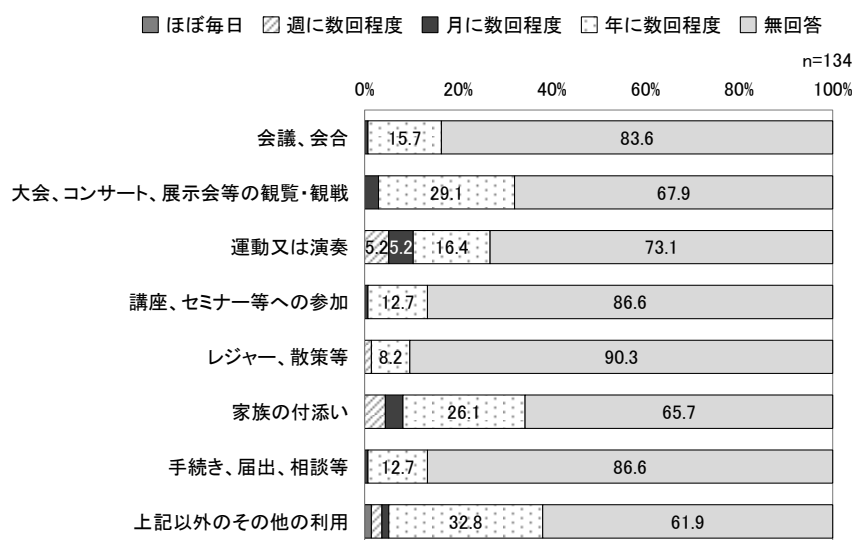
【学校(一般開放)の利用の有無】 n=812

過去1年間の学校(一般開放)の利用状況をみると、「ある」が16.5%、「ない」が81.4%となっています。



【学校(一般開放)の目的別利用頻度】 n=134

過去1年間に学校(一般開放)を利用したことが「ある」という回答者に、学校(一般開放)の目的別利用頻度について聞くと、『家族の付添い』、『大会、コンサート、展示会等の観覧・観戦』での利用が3割を超えています。また、利用頻度は『運動又は演奏』、『家族の付添い』で「週に数回程度」の割合がやや高くなっています。



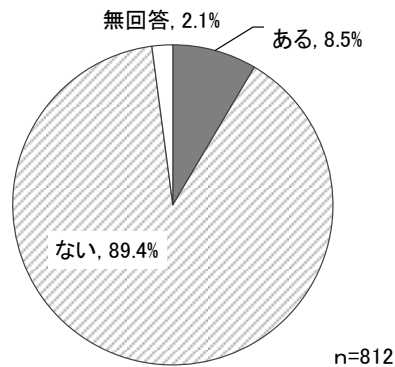
【学校(一般開放)を利用しなかった理由】 n=661 (複数回答)

過去1年間に学校(一般開放)を利用したことが「ない」という回答者に、学校(一般開放)を利用しない理由について聞いたところ、「利用の必要がない」が93.5%と最も多くなっています。

(7)子育て支援施設(鏡石児童館、児童ふれあい交流館)

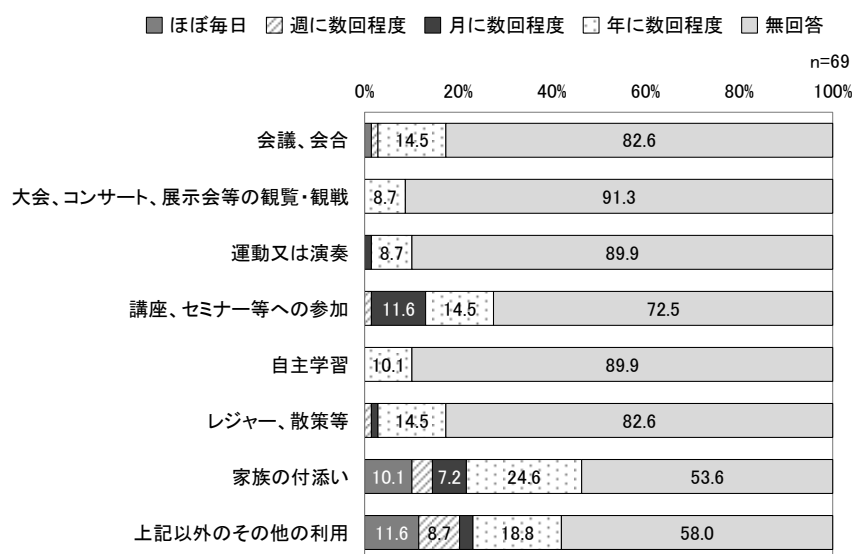
【子育て支援施設の利用の有無】 n=812

過去1年間の子育て支援施設の利用状況を見ると、「ある」が16.5%、「ない」が81.4%となっています。



【子育て支援施設の目的別利用頻度】 n=69

過去1年間に子育て支援施設を利用したことが「ある」という回答者に、子育て支援施設の目的別利用頻度について聞くと、『家族の付添い』での利用が約5割となっており、利用頻度も「ほぼ毎日」の割合が高くなっています。



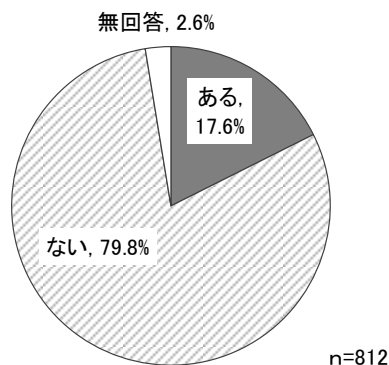
【子育て支援施設を利用しなかった理由】 n=726 (複数回答)

過去1年間に子育て支援施設を利用したことが「ない」という回答者に、子育て支援施設を利用しない理由について聞いたところ、「利用の必要がない」が93.0%と最も多くなっています。

(8) 保健・福祉施設(鏡石町老人福祉センター、鏡石町保健センター、成田保健センター)

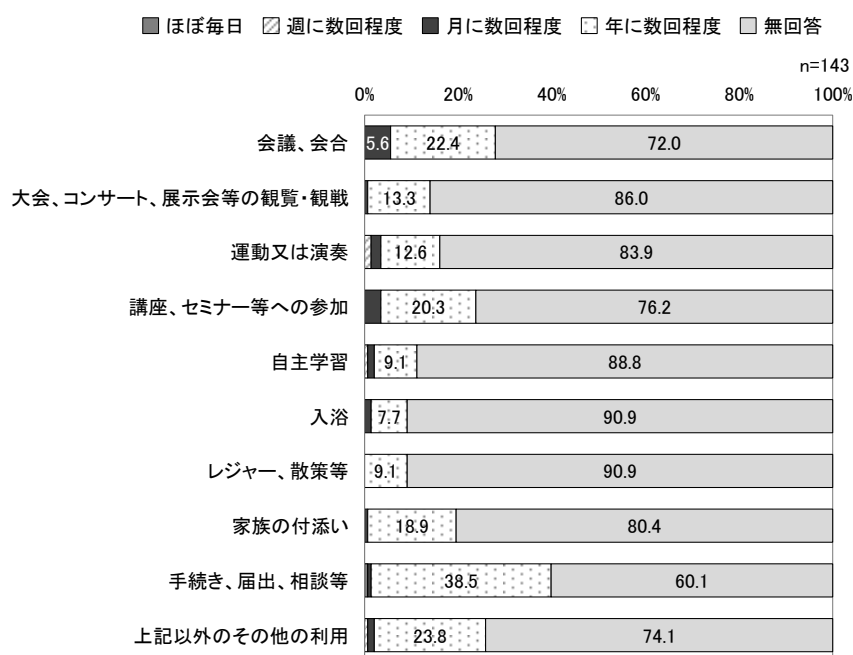
【保健・福祉施設の利用の有無】 n=812

過去1年間の保健・福祉施設の利用状況を見ると、「ある」が17.6%、「ない」が79.8%となっています。



【保健・福祉施設の目的別利用頻度】 n=143

過去1年間に保健・福祉施設を利用したことが「ある」という回答者に、保健・福祉施設の目的別利用頻度について聞くと『手続き、届出、相談等』での利用が約4割となっています。また、いずれの目的でも、利用頻度は「年に数回程度」が最も多くなっています。



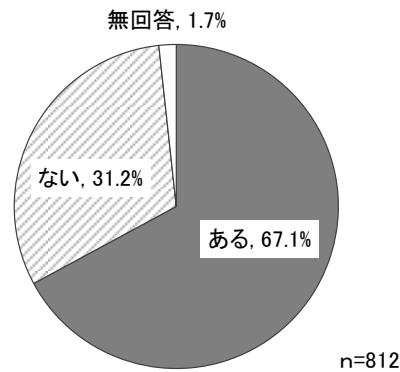
【保健・福祉施設を利用しなかった理由】 n=648 (複数回答)

過去1年間に保健・福祉施設を利用したことが「ない」という回答者に、保健・福祉施設を利用しない理由について聞いたところ、「利用の必要がない」が92.4%と最も多くなっています。

(9) 行政系施設(鏡石町役場本庁舎)

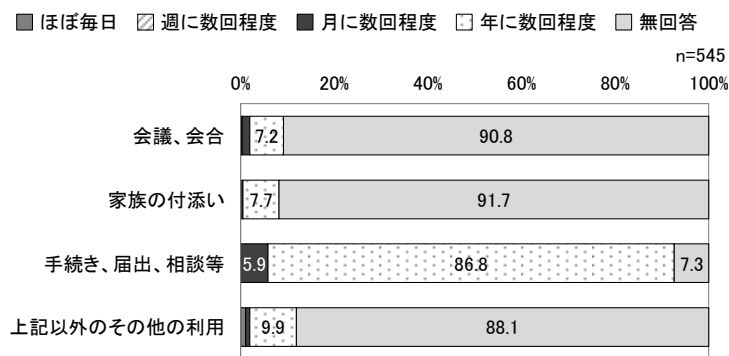
【行政系施設の利用の有無】 n=812

過去1年間の行政系施設の利用状況を見ると、「ある」が67.1%、「ない」が31.2%となっています。



【行政系施設の目的別利用頻度】 n=545

過去1年間に行政系施設を利用したことが「ある」という回答者に、行政系施設の目的別利用頻度について聞くと『手続き、届出、相談等』での利用が約9割となっており、利用頻度も「年に数回程度」が最も多くなっています。



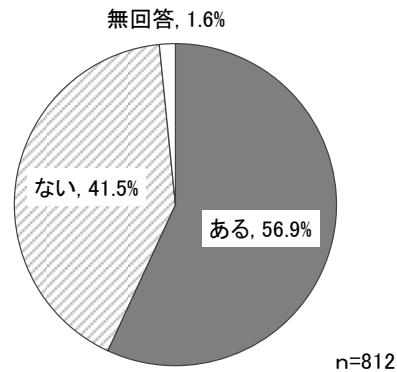
【行政系施設を利用しなかった理由】 n=253 (複数回答)

過去1年間に行政系施設を利用したことが「ない」という回答者に、行政系施設を利用しない理由について聞いたところ、「利用の必要がない」が91.7%と最も多くなっています。

(10)公園(鳥見山公園、ふれあいの森公園、不時沼公園など)

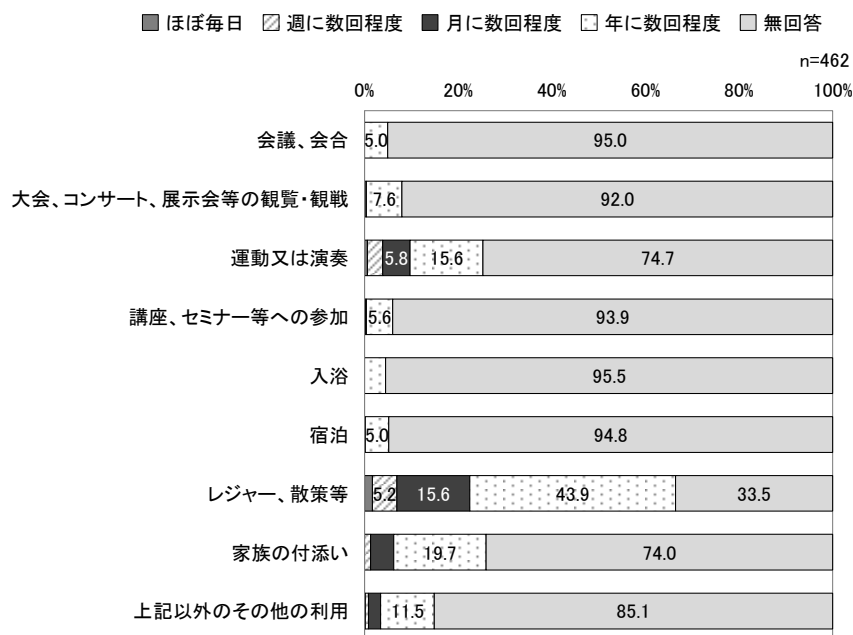
【公園の利用の有無】 n=812

過去1年間の公園の利用状況をみると、「ある」が56.9%、「ない」が41.5%となっています。



【公園の目的別利用頻度】 n=462

過去1年間に公園を利用したことが「ある」という回答者に、公園の目的別利用頻度について聞くと『レジャー、散策等』での利用が最も多く6割を超えており、利用頻度も「週に数回程度」、「月に数回程度」の割合がやや高くなっています。



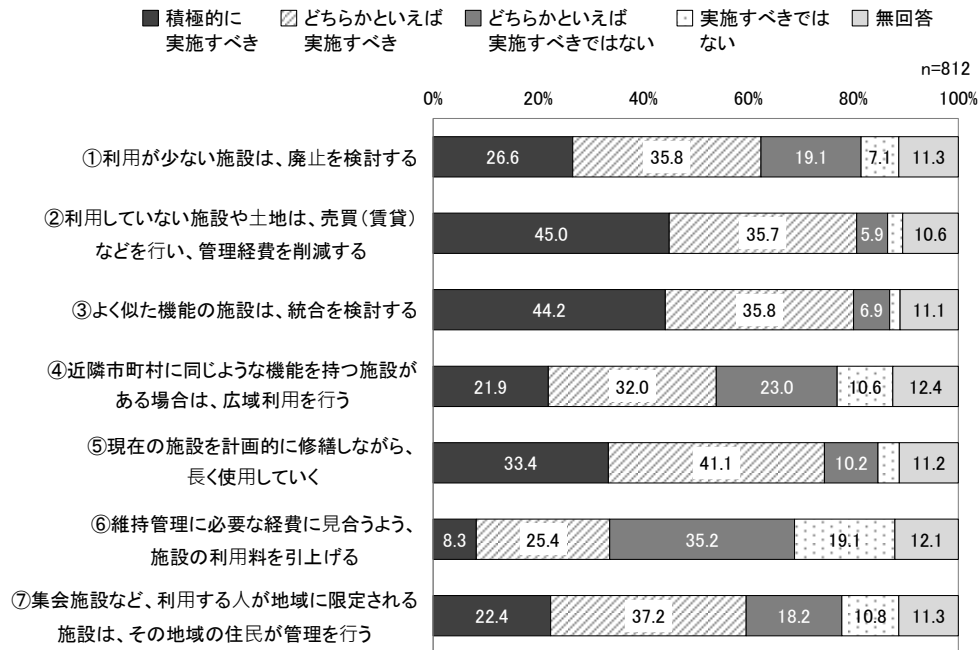
【公園を利用しなかった理由】 n=337 (複数回答)

過去1年間に公園を利用したことが「ない」という回答者に、公園を利用しない理由について聞いたところ、「利用の必要がない」が88.4%と最も多くなっています。

公共施設等の今後のあり方

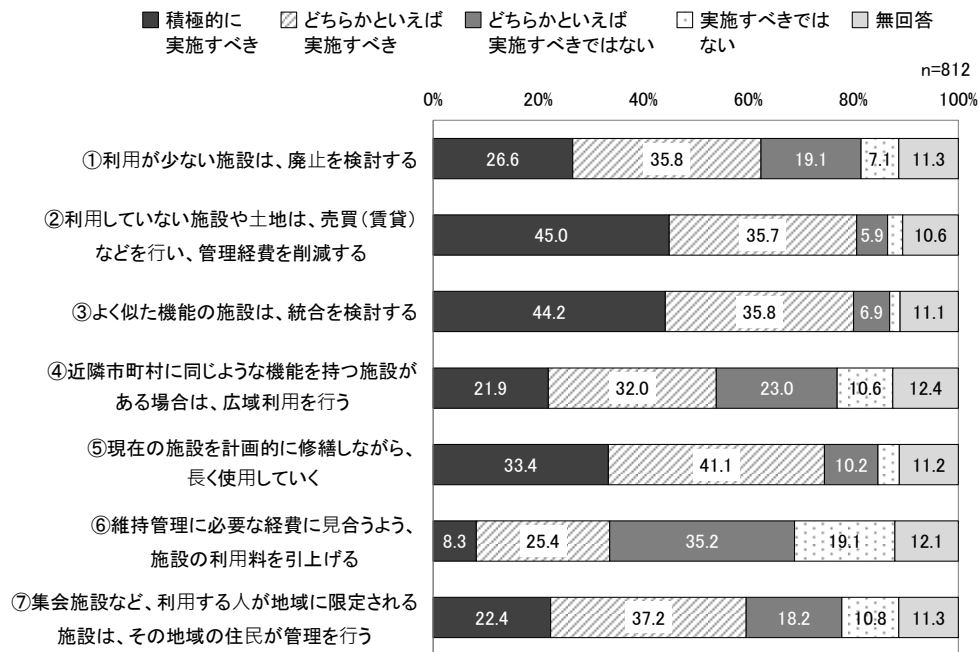
【建築系公共施設のあり方】 n=812

建築系公共施設の今後の方策について「積極的に実施すべき」と「どちらかといえば実施すべき」を合わせた“実施すべき”と回答した方が多いものとして、『②利用していない施設や土地は、売買（賃貸）などを行い、管理経費を削減する』、『③よく似た機能の施設は、統合を検討する』、『⑤現在の施設を計画的に修繕しながら長く使用していく』が挙げられています。



【インフラ施設のあり方】 n=812

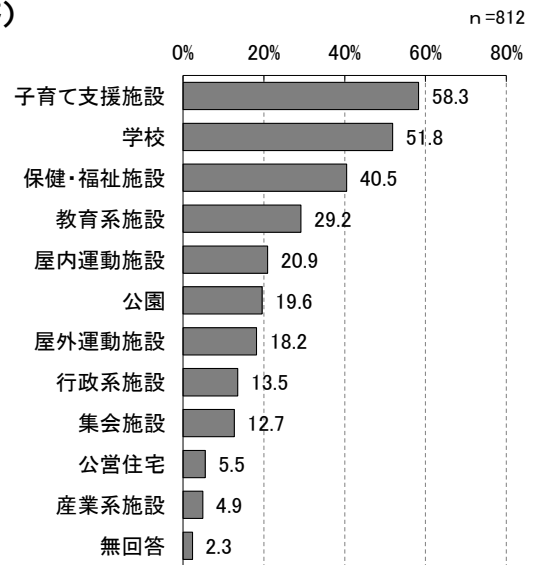
インフラ施設の今後の方策について「積極的に実施すべき」と「どちらかといえば実施すべき」を合わせた“実施すべき”と回答の方が多いものとして、『⑤現在の施設を計画的に修繕しながら、長く使用していく』、『⑥機能していない道路等の土地を売却・貸付することにより収入を得る』が挙げられています。



【優先的に維持すべき主な施設】 n=812（複数回答）

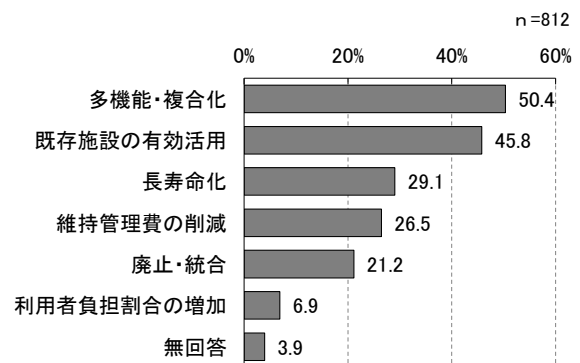
将来にわたり優先的に維持すべき施設としては「子育て支援施設」が58.3%で最も多く、次いで「学校」が51.8%、「保健・福祉施設」が40.5%、「教育系施設」が29.2%、「屋内運動施設」が20.9%となっています。

（※子育て支援施設には、保育所・幼稚園を含みます）



【重要と思う町の取組】 n=812（複数回答）

公共施設等に対する取組として重要と思うものについて「多機能・複合化」が50.4%で最も多く、次いで「既存施設の有効活用」が45.8%、「長寿命化」が29.1%、「維持管理費の削減」が26.5%、「廃止・統合」が21.2%となっています。



鏡石町 公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

発 行 : 鏡石町

住 所 : 〒969-0492 福島県岩瀬郡鏡石町不時沼 345

T E L : 0248-62-2117

F A X : 0248-62-6553